目次	
第1章 総則	J 4
第1条	約款の適用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2条	約款の変更4
第3条	用語の定義 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 4
第4条	外国における取扱いの制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第1章の2	音声利用 I P通信網サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第4条0	D 2 音声利用 I P通信網サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 音声	『利用IP通信網サービスの提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第5条	音声利用IP通信網サービスの提供区域・・・・・・・・・・・・7
第3章 契約	j
第6条	契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第7条	接続契約者回線の収容・・・・・・・7
第8条	契約申込の方法 ・・・・・・・・・・・ 7
第9条	契約申込の承諾 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第10条	契約者回線番号 · · · · · · · · · · · · 7
第11条	請求による契約者回線番号の変更・・・・・・8
第12条	回線収容部の変更・・・・・・・8
第13条	細目の変更
第14条	利用の一時中断・・・・・・・・・・・8
第15条	第2種契約に係る利用権の譲渡・・・・・・8
第16条	契約者が行う第2種契約の解除・・・・・・・・・・・8
第17条	当社が行う第2種契約の解除等・・・・・・8
第18条	反社会的勢力の排除・・・・・・・・・・9
第19条	その他の提供条件・・・・・・9
第4章 付加	1機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第20条	付加機能の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第21条	付加機能の利用の一時中断・・・・・・・10
第5章 利用	中止及び利用停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第22条	利用中止 · · · · · · · · 10
第23条	利用停止 · · · · · · · · · · · · · · · · · 10
第24条	サービスの廃止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	j 11
第25条	相互接続点との間の通信等・・・・・・・・・・・・・・・・11
第26条	通信の切断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第27条	通信利用の制限等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第28条	通信時間等の制限・・・・・・・・・・・12
第29条	通信時間の測定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第30条	国際通信の取扱い地域・・・・・・・・・12
第31条	契約者回線番号等通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第7章 料金	•
	金及び工事に関する費用····· 12
第32条	料金及び工事に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	金等の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 基本料金の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第33条	基本科金の文払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第34条	理信料金の文払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 手続きに関する料金の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
舟35米	<b>丁朓 こに</b> 男りの竹並り人仏我伤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

	第369	そ 工事費の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
第	3節	料金の計算等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
	第37多	<b>条 料金の計算等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	• 15
第	4節	割増金及び延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
	第38多	R 割増金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 15
	第39多	<b>~ 延滞利息 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</b>	• 15
第	5 節	債権の譲渡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
		・···	
第8		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<i>)</i>  0	第419		
	,,,	<ul><li>*</li></ul>	
第9		、 10名人は後日や/原位   <b>害賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	
2 <del>13</del> 3	第43多		
		k 負世の前級 ************************************	
<i>Δ</i> Δ: 1		k 允貞 雑則······	
界Ⅰ			
	第45多		
	第46多	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
	第47多		
	第48多		
	第49多		
	第50多		
	第51多		
	第52多		
	第53多		
	第54多	* 法令に規定する事項····································	• 19
第1		附帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第55多	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20
	第55多		· 20
	第55多	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20
	第55多	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20
附則	第55多	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20
附則	第55 <i>分</i>   · · · · ·   接約	M帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · <b>21</b> · 22
附則別記	第55 <i>9</i>   · · · · ·   1 接約   2 契約   3 契約	院製約者回線等に係る電気通信サービスの名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · <b>21</b> · 22 · 23 · 24
別記	第55 <i>9</i>   · · · · ·   1 接約   2 契約   3 契約	た 附帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · <b>21</b> · 22 · 23 · 24
別記	第55分   · · · · ·   接   2 契約   3 契約   4 相]	院製約者回線等に係る電気通信サービスの名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 24
別記	第55分   · · · · ·   接   2 契約   3 契約   4 相]	た 附帯サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · <b>21</b> · 22 · 23 · 24 · 24
別記	第55 <i>s</i> 第55 <i>s</i> 1 接約 2 契約 3 契約 4 相 5 電 5 — 1	競技の表別では、 競契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 約者の地位の承継 約者の氏名等の変更の届出 互接続通信の料金等の取扱い 話帳・ 電気通信番号計画の遵守	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 24 · 25 · 25
附則別記	第55 <i>9</i> 第55 <i>9</i> 1 接終 2 契 3 契 4 相 5 電 5—1 6 当	院契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 25 · 25 · 26
附則別記	第55 <i>4</i> 1 接終 3 契約 4 相 5 電 5 一 1 6 当 7 料 7	院契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 的者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 25 · 25 · 26
附則別記	第55 <i>s</i> 第55 <i>s</i> 1 接級 2 契約 4 電 5 — 1 6 当科 6 将 8	院契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 約者の地位の承継 約者の氏名等の変更の届出 互接続通信の料金等の取扱い 話帳・ 電気通信番号計画の遵守 土が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い・ 金明細内訳情報の提供・ 未設備の提供・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 25 · 26 · 26 · 26
附則	第55多	院契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 約者の地位の承継・ 約者の氏名等の変更の届出・ 互接続通信の料金等の取扱い・ 話帳・ 電気通信番号計画の遵守・ 生が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い・ 金明細内訳情報の提供・ 未設備の提供・ 級料回収代行の承諾・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 25 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26
附則別記	第55多	院契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 的者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 25 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26
附則別記	第559	院製約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 約者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 25 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26
附則別記	第559	院製約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 約者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 25 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26
附則別記	第55分 接 契 相 電 1	院契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 的者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 24 · 25 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26
附則 別記 1 1 1 1	第553· 接契契相電 1 当料端情情新他携系 4 4 5 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 1 1 2 3 4 5 7 8 9 1 1 2 3 4 5 7 8 9 1	院契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 的者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · 21 · 21 · 23 · 24 · 24 · 25 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26
附則 別記 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第553 接契契相電 当 当 端情情情和他携 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	競契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 的者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20 · 21 · 22 · 23 · 24 · 25 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 27 · 27 · 27
附則 別記 1 1 1 1 1 1 1	第553	院契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 的者の地位の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 200 · 21 · 22 · 23 · 24 · 25 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 26 · 27 · 27 · 27

# 料金表

通則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
第1表 料金2	9
第1類 基本料金2	9
第2類 通信料金	5
第2表 工事に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7.	2
基本的な技術的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70	6

### 第1章 総則

#### (約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約付属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)及び国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)並びに電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づき、この音声利用IP通信網サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより音声利用IP通信網サービス(当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

ただし、別段の合意(事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。)がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注)本条のほか、当社は、音声利用 I P通信網サービスに附帯するサービス (当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

#### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

<b>新り木 こりががにむ</b>	いては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サー	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他
ビス	人の通信の用に供すること。
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4 国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星
	通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じ
	とします。)、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛
	星携帯端末(以下「特定衛星携帯端末」といいます。)及び当社が別に定める
	電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る携帯
	端末等(以下「国際ネットワーク端末」といいます。)を含みます。以下同じ
	とします。)との間で行われるもの
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6 卸事業者	特定FTTH事業者の卸電気通信サービスを当社に対して再提供する電気通信
	事業者
6の2 卸事業者	卸事業者又は卸事業者が指定する第三者
等	
6の3 特定FT	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
TH事業者	
6の4 特定FT	特定FTTH事業者及び卸事業者
TH事業者等	
7 特定約款	特定FTTH事業者等の音声利用IP通信網サービス契約約款
8 音声利用 I P	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信(電気通信番号規
通信網	則(平成9年郵政省令第 82号)に規定する電気通信番号(当社が別に定める
	ものに限ります。)を相互に用いて行うものとします。)の用に供することを
	目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回
	線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体
	として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとし

	ます。)
0 文字利用 1 D	
9 音声利用 I P	音声利用IP通信網を使用して行う電気通信サービス 
通信網サービス	
9の2 契約約款	製約約款又は電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16
等	条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。) が電気通信役務の
	提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
10 音声利用 I P	(1) 音声利用 I P通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
通信網サービス	(2) 当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する契約事務を行う
取扱所	者の事業所
11 所属音声利用	その音声利用IP通信網サービスの契約事務を行う音声利用IP通信網サービ
IP通信網サー	ス取扱所(当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。)
ビス取扱所	
11の2 取扱所交	音声利用 I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備
換設備	
12 第 2 種契約	   当社から第2種サービスの提供を受けるための契約
12の2 契約者	当社と第2種契約を締結している者
13 相互接続協定	特定FTTH事業者が特定FTTH事業者以外の電気通信事業者(当社を除き
10 1日至1女的机 励足	ます。)との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第9
	項若しくは第 10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。)
1200 担互拉结	
13の2 相互接続	相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 
点	李子利田,万汉是卿〕桓子为秦侯太子李帝与汉是曰始(四章,与李八汉之命)〕
14 接続契約者回	音声利用 I P通信網と相互に接続する電気通信回線(別記1に定めるものとし
線	ます。)であって、専ら第2種サービス(メニュー3に係るものに限りま
	す。)の利用のために設置されるもの
14の2 利用回線	別記1の(2)及び(3)に定める電気通信回線であって、音声利用 I P通信網サー
	ビスに係るもの
14の3 接続契約	(1) 接続契約者回線
者回線等	(2) 利用回線
	(3) 特定FTTH事業者が必要により設置する電気通信設備
15 回線収容部	接続契約者回線を収容するために特定FTTH事業者が設置する電気通信設備
16 端末設備	接続契約者回線等の一端(相互接続点におけるものを除きます。)に接続され
	る電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一
	の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
17 サービス接続	特定FTTH事業者が特定約款に定めるサービス接続点
点	
18 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備
設備	であって、端末設備以外のもの
19の2 技術基準	端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第3 1号) 及び端末設備等の接続の技術的
等	条件
20 協定事業者	本!    特定FTTH事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用I
	D通信網内で接続する通信
イング通信等	
21 相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等
a a North AV I - Vivide	(サービス接続点を介して行われるものを含みます。)
22 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税
	される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第2 26号)及び同法に関する
	法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

23 事業者変更	(1) 特定FTTH事業者と音声利用IP通信網サービスに関する契約を締結し
	ている他の電気通信事業者が提供する音声利用IP通信網サービス(以下「他
	の事業者の音声利用 I P通信網サービス」といいます。) から、当社が提供する
	音声利用 I P通信網サービスに移行すること。
	(2) 当社が提供する音声利用 I P通信網サービスから他の事業者の音声利用 I
	P通信網サービス、若しくは特定FTTH事業者が音声利用 I P通信網サービ
	ス契約約款により利用者に提供するIP通信網サービスに移行すること。
24 転用	特定FTTH事業者のIP通信網サービスから当社のIP通信網サービスに移
	行すること。

2 前項に規定するほか、「契約者回線等」の定義は、特定約款に規定する「契約者回線等」の意味に相当 するものとし、音声利用 I P 通信網サービスの提供にあたり、特定約款における「契約者回線等」に係 る規定に準じて、契約者回線等についての取り扱いを行うものとします。

(外国における取扱いの制限)

第4条 音声利用 I P 通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める 契約約款等により制限されることがあります。

### 第1章の2 音声利用 I P 通信網サービスの種類等

(音声利用 I P通信網サービスの種類等)

- 第4条の2 音声利用 I P通信網サービスは、特定 F T T H 事業者等のサービス卸を利用して提供します。
- 2 音声利用 I P通信網サービスは、特定FTTH事業者等の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。
- 3 音声利用 I P通信網サービスには、料金表に規定する通信又は保守の態様による品目及び細目があります。

# 第2章 音声利用 I P通信網サービスの提供区域

(音声利用 I P通信網サービスの提供区域)

第5条 当社の音声利用 I P 通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、契約者は、1の第2種契約につき、1人に限ります。

(接続契約者回線の収容)

- 第7条 特定FTTH事業者は、特定FTTH事業者が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所の1 の回線収容部に1の接続契約者回線を収容します。
- 2 特定FTTH事業者は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の音声利用 IP 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。
- (注)特定FTTH事業者は、本条の規定によるほか、第42条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、他の音声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法)

- 第8条 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。
  - (1) 第2種サービスの細目

- (2)接続契約者回線の終端の場所又は利用回線の契約者回線番号
- (3) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

- 第9条 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合又はその他当社が不適切と認める場合には、その第2種 契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 第2種契約の申込みをした者が、その第2種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
  - (2) 第2種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (3) 第2種契約の申込みをした者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、 又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
  - (5) 第 47 条 (利用に係る契約者の義務) 又は第 48 条 (利用上の制限) の規定に違反するおそれがある とき。
  - (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線番号)

- 第10条 第2種サービスの契約者回線番号は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに当社又は特定FTTH事業者等が定めます。
- 2 契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを 行うときは、その内容について契約事務を行う音声利用 I P通信網サービス取扱所に届け出ていただき ます。
- 3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社又は特定FTTH事業者等は、その変更を行います。
- 4 前項に規定するほか、当社又は特定FTTH事業者等は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由 があるときは、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。
- 5 当社は、特定FTTH事業者等から第2種サービスの契約者回線番号の変更について通知を受けた場合には、契約者にその内容を通知します。
- (注)当社又は特定FTTH事業者等は、本条の規定によるほか、第42条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

(請求による契約者回線番号の変更)

- 第11条 契約者は、迷惑電話(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。)又は間違い電話(現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。)を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属音声利用 I P通信網サービス取扱所に対し当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、当社又は特定FTTH事業者等の業務の遂行上支障がある場合 を除いて、その請求を承諾します。

(回線収容部の変更)

第12条 第10条(契約者回線番号)第2項に規定する届出により、その接続契約者回線について他の音 声利用IP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、特定FTT H事業者は、その変更を行います。

ただし、第9条(契約申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

(細目の変更)

- 第13条 契約者は、当社が別に定めるところにより細目の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第14条 当社は、契約者から請求があったときは、第2種サービスの利用の一時中断(その回線収容部及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(第2種契約に係る利用権の譲渡)

- 第15条 第2種契約に係る利用権(契約者が契約に基づいて音声利用IP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社及び特定FTTH事業者等の承認を受けなければその効力を生じません。
- 2 第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用 I P通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務 (第34条(通信料金の支払義務)の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が 請求することとなる料金を支払う義務を含みます。)を承継します。

(契約者が行う第2種契約の解除)

第16条 契約者は、第2種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に書面により通知するものとします。

(当社が行う第2種契約の解除等)

- 第17条 当社は、第23条(利用停止)の規定により第2種サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第2種契約を解除することがあります。
  - (1) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第2種サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
  - (2) 利用回線の移転等により音声利用 I P通信網サービスの提供区域外となったとき。
  - (3) 契約者とその第2種契約に係る接続契約者回線等について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。
  - (4) 第2種契約又はその他当社との他の契約にあたって事実に反する記載ないし申し出を行ったことが判明したとき。
  - (5) 第 10 条 (契約者回線番号) 第 2 項、別記 2 又は 3 の規定に違反したとき又はその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
  - (6) 契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第40条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
- 4 利用回線に係る電気通信サービスについての契約が解除され又はその他事由の如何を問わず終了した場合には、第2種契約は、通知その他何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。
- 5 当社が第2種契約を提供するために必要な当社と卸事業者との間の契約が終了したとき、その他理由 のいかんを問わず、卸事業者から、特定約款に基づくサービスの提供を受けられなくなったときは、第 2種契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に

対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。

(契約終了時の取扱い)

第17条の2 契約者は、事由の如何を問わず当社及び卸事業者との間の契約が終了し又は当社が音声利用 I P通信網サービスを廃止しようとする場合には、当社又は卸事業者等が契約者に対し、卸事業者等が 提供する音声利用 I P通信網サービスに係る契約の申込みを勧誘等することがあることを予め了承します。

(反社会的勢力の排除)

- 第 18 条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
  - (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
  - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
  - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
  - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
  - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 第1項に違反したとき。
  - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
  - ①当社に対する暴力的な要求行為
  - ②当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
  - ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
  - 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を 負わないものとします。

(その他の提供条件)

第19条 第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

## 第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1類(基本料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、次の場合には、その付加機能を提供できないことがあります。

- (1) その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (2) その請求があった契約者について、特殊詐欺に関与したとして警察機関から当社に対して付加機能の提供を拒否するよう要請があった者と同一の者であると当社が判断したとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第 21 条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る 設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を 行います。

### 第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第22条 当社は、次の場合には、音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社又は特定FTTH事業者等の電気通信設備の保守上、工事上又は音声利用IP通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
  - (2) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社又は特定FTTH事業者等が認めたとき。
  - (3) 第27条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
  - (4) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。
- 2 当社は、特定FTTH事業者等から前項の規定による音声利用IP通信網サービスの利用の中止について通知を受けた場合には、契約者に当社が別に定める方法によりその旨をお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

3 第1項に規定する場合のほか、音声利用 I P通信網サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その音声利用 I P通信網サービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)

- 第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その音声利用 I P通信網サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利用 I P通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)その音声利用 I P通信網サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第40条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
  - (2) 契約者が当社と締結している又は締結していた他の契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第40条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
  - (3) 接続契約者回線を第2種サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。
  - (4) 第 47 条 (利用に係る契約者の義務) 又は第 48 条 (利用上の制限) の規定に違反したと当社が認めたいき
  - (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用IP通信網サービスに関する当社 又は特定FTTH事業者等の業務の遂行又は当社又は特定FTTH事業者等の電気通信設備等に著しい 支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第1項第4号により音声IP通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
- 3 当社は、第1項に規定するほか、警察機関から当社に対して当社又は当社以外の者が提供する電気通信サービスを利用して特殊詐欺を行ったとして警察機関が指定した者に提供している付加機能の利用を停止するよう要請があった場合であって、その指定された者が音声利用IP通信網サービスに係る付加機能を利用している契約者と同一の者であると当社が判断した場合は、その契約者が利用しているすべての音声IP通信網サービスに係る付加機能の利用を停止することがあります。この場合において、そ

の利用停止する期間は、警察機関から要請されるところに従います。

- 4 当社は、前項の規定により音声利用 I P通信網サービスに係る付加機能の利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- (注)本条に規定するほか、当社は、利用回線に係る電気通信サービスに利用停止があったときは、その利用回線による音声利用 I P通信網サービスの利用停止を行います。(サービスの廃止)
- 第24条 当社は、当社又は特定FTTH事業者等の事情等により、音声利用IP通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により音声利用 I P通信網サービスを廃止するときは、あらかじめ相当な期間をおいて、その旨を契約者に通知します。この場合において、当社は音声利用 I P通信網サービスの廃止に関し、契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

### 第6章 通信

(相互接続点との間の通信等)

- 第25条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社又は特定FTTH事業者等が別に定めた通信に限り 行うことができるものとします。
- 2 相互接続通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、特定FTTH事業者が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。
- (注) 特定 FTT H事業者が別に定めた通信は、特定約款に定めるところによります。

(通信の切断)

第26条 当社は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第15条第2項及び第15条の2第3項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

(通信利用の制限等)

第27条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社又は特定FTTH事業者等がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)を行うことがあります。

Þ

	機	)	名
気象機関			
水防機関			
消防機関			
災害救助機関			
警察機関			
防衛機関			
輸送の確保に直接関係が	ぶある機関		
通信の確保に直接関係が	ぶある機関		
電力の供給の確保に直接	<b>妄関係がある機関</b>		
ガスの供給の確保に直接	<b>妄関係がある機関</b>		
水道の供給の確保に直接	<b>妄関係がある機関</b>		
選挙管理機関			
別記12に定める基準に該	核当する新聞社、	放送事業者及	び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機	<b>&amp;</b> 関		
国又は地方公共団体の機	<b></b>		

月月

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 前2項に規定するほか、契約者は、当社、特定FTTH事業者等又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その音声利用IP通信網サービスを利用できないことがあります。

(通信時間等の制限)

第28条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定 の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(通信時間の測定等)

第29条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2類(通信料金)に定めるところによります。

(国際通信の取扱い地域)

第30条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第2類(通信料金)に定めるところによります。

(契約者同線番号等诵知)

第31条 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の 契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りでありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知(契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信(当社又は特定FTTH事業者等が別に定める方法により行う通信を除きます。)
- (3) その他当社又は特定FTTH事業者等が別に定める通信
- 2 第1項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。
- 3 当社又は特定FTTH事業者等は、前2項にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則 第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約 者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端(回線収容部に収容されるもの以外のもの とします。)の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

- 4 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しない ことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定 により責任を負います。
- (注1)本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」 をダイヤルして行う通信とします。
- (注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。
- (注3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

### 第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供する音声利用 I P通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。
- (注)本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用IP通信サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

#### 第2節 料金等の支払義務

#### (基本料金の支払義務)

- 第33条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用IP通信網サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1類(基本料金)に規定する基本料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用 I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
  - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
  - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。ただし、第23条(利用停止)第3項で定める場合は、この限りでありません。
  - (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用 I P通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。)に、そのことを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金
2 当社又は特定FTTH事業者等の故意又は 重大な過失によりその音声利用IP通信網サー ビスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその音声利用 I P 通信網サービスについての料金
3 回線収容部の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更若しくは移転又は第2種サービスに係る接続契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、音声利用IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により音声利用IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。)。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できな状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用 I P通信網サービスについての料金

3 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める音声利用 IP通信網サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注)本条第3項に規定する当社が別に定める音声利用 IP通信網サービスは、第1種サービスの保守の 態様による細目がタイプ2のものとします。

### (通信料金の支払義務)

- 第34条 契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信(その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類(通信料金)の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
- 2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社、特定FTTH事業者等又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社、特定FTTH事業者等又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるところによります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第1表第 1類(基本料金)又は同表第2類(通信料金)に別段の定めがある場合はその定めるところによります。
- 4 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- (注)本条に規定する当社が別に定めるところは、別記 4 及び別記 13 から別記 16 に定めるところによります。

### (手続きに関する料金の支払義務)

第35条 契約者は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その 承諾を受けたときは、料金表第1表第3類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支 払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

### (工事費の支払義務)

第36条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 特定約款に規定する音声利用 I P通信網サービスの転用により、新たに当社と第2種契約を締結することになる契約者(以下「転用契約者」といいます。)は、転用前の契約者回線等の設置又は移転に係る工事に関する費用についての分割支払金の残余の期間の債務(以下「工事費残債」といいます。)がある場合には、卸事業者が工事費残債を引き受けることを異議なく承諾するものとし、以後、当社に対して、当社が定める方法により、当社が卸事業者に支払済の工事費残債相当額(以下「引受後工事費残債」といいます。)を弁済するものとします。
- 4 転用契約者は、前項に規定するほか、特定約款に規定する音声利用 I P通信網サービスからの転用により、卸事業者と特定FTTH事業者との間の契約に基づき卸事業者が負担することになる債務(転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用の割引に関し、約定契約期間経過前に解約されたことに伴い発生する違約金その他の債務及び当該転用に伴う品目又は細目の変更に係る工事費の支払債務等を含みます。)と同額の債務(以下「解約違約金等債務」といいます。)を、卸事業者が定める方法により弁

済することを異議なく承諾するものとし、以後、当社に対して、当社が定める方法により、当社が卸事 業者に支払済の解約違約金等債務相当額を支払うものとします。

- 5 前2項の適用を受ける契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、前2項に規定する債務について期限の利益を失い、当社又は当社が指定する者に対して、直ちに未払いの当該債務の全額を弁済するものとします。
  - (1) 第2種契約が解除されたとき
  - (2) 契約者が次のいずれかに該当したとき。
    - ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
    - ② 差押、仮差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
    - ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。
- 6 当社が提供する音声利用 I P通信網サービスから事業者変更する契約者は、事業者変更前の契約者回線の設置又は移転に係る工事に関する費用についての分割支払金の残余の期間の債務がある場合には、当社が定める期日までに当該債務相当額を一括して支払うものとします。

#### 第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

- 第37条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。
- (注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記6に定めるところによります。

#### 第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第38条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額 (料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第39条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に当該支払期日に係る債務全額の支払いがあった場合は、この限りでありません。

(注)第40条(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

## 第5節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第40条 契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金債務、引受後工事費残債その他の債務に係る債権を、当社又は特定FTTH事業者等が別に指定する事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、譲渡(請求事業者への再譲渡を含むものとし、以後同様とします。)することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合において、当社、特定FTTH事業者等及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

# 第8章 保守

(契約者の切分責任)

- 第41条 契約者は、音声利用 I P通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末 設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社又は特定FTTH事業者等は、音声利用 IP通信網サービス取扱所その他必要な場所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社又は特定FTTH事業者等は、前項の試験により特定FTTH事業者が設置した電気通信設備に 故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社又は特定FTTH事業者等の係員を派遣 した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要し た費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税 相当額を加算した額とします。
- 4 当社又は特定FTTH事業者等は、電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合又は音声利用IP通信網サービスの提供上必要がある場合、契約者の承諾を得た上で、当該契約者の自宅又は事業所その他同等の場所に作業員を派遣し、作業を行う場合があります。

#### (修理又は復旧の順位)

第42条 特定FTTH事業者は、特定FTTH事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第27条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧するものとします。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により特定FTTH事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

	事来有がて40001域関との励戦により足めにもいに限りより。					
順位	修理又は復旧する電気通信設備					
	気象機関に設置されるもの					
	水防機関に設置されるもの					
	消防機関に設置されるもの					
	災害救助機関に設置されるもの					
1	警察機関に設置されるもの					
	防衛機関に設置されるもの					
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの					
	通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの					
	電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの					
	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの					
	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの					
	選挙管理機関に設置されるもの					
0	別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置され					
2	るもの					
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの					
	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きま					
	す。)					
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの					

(注) 当社又は特定FTTH事業者等は、特定FTTH事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

## 第9章 損害賠償

(責任の制限)

第43条 当社は、音声利用 I P通信網サービス(当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。)を提供すべき場合において、当社、特定FTTH事業者等又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その提供をしなかったこと

の原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。)若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。)は、その音声利用 I P通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当 社及び特定FTTH事業者等が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に 限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P通信網サー ビスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
  - (1) 料金表第1表第1類(基本料金)に規定する基本料金
  - (2) 料金表第1表第2類(通信料金)に規定する通信料金(音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1類に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用 I P通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たり の平均通信料金とします。
- (注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第44条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この 条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用につ いては負担せず、その他何ら責任を負わないものとします。

# 第10章 雑則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

- 第45条 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承認を受けた者(以下この条において「契約者等」といいます。)は、別記17に定める協定事業者(事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。)がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記17に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。
- 2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。 ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第46条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社又は特定FTTH事業者等の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合において、当社は、特定FTTH事業者等

からその理由の通知を受けたときは、当該理由をその請求をした者に通知します。 ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第47条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 特定FTTH事業者が設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは 損傷し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは 自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りで ありません。

- (2) 接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用 I P通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
  - (4) 当社又は特定FTTH事業者等が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、特定FTTH 事業者が設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (5) 特定FTTH事業者が設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただきます。

(利用上の制限)

第48条 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し又は他人に利用させること。

方 式	概    要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利
	用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに
	応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うた
	めに用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバッ
	クサービスの方式

## (契約者の氏名の通知等)

- 第49条 契約者は、卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者(その契約者と他社相互接続通信(協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。)に係る契約を締結している者に限ります。)から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所、契約者回線番号その他必要な情報を、その卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 2 相互接続通信(当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。)に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 3 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。)は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等(特定FTTH事業者が定める電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社又は特定FTTH事業者等が別に定める番号等をいいます。)、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメ

- ールアドレスに送信することがあることについてあらかじめ異議なく同意するものとします。
- 4 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。)は、当社が氏名・住所等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 5 契約者は、当社が、第40条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第23条(利用停止)の規定に基づきその音声利用IP通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 6 契約者は、当社が第40条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、 請求事業者がその音声利用IP通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に 通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 7 契約者は、音声利用 I P通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前 6 項の目的を達するため前 6 項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が当該情報を卸事業者等、特定F T T H 事業者、協定事業者、請求事業者に通知することをあらかじめ異議なく承諾させるものとします。
- 8 契約者は、当社が別に定める携帯・自動車電話事業者(ただし、当社又は契約者が契約を締結しているものに限ります。)から請求があった場合、又は事業者変更の変更先事業者から請求があった場合は、当社がその携帯・自動車電話事業者又は変更先事業者に、契約者の氏名、住所等の情報を開示することについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 9 契約者は、第 23 条 (利用停止) 第1項第5号で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び 電話番号等を、警察機関に通知する場合があることについて、同意するものとします。

(卸事業者等、特定FTTH事業者及び協定事業者からの通知)

- 第50条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、卸事業者等、特定FTTH事業者及び協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 2 契約者は、音声利用 I P通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前項の目的を達するため前項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者から当該情報の通知を受けることについてあらかじめ 異議なく承諾させるものとします。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

- 第51条 当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社又は特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
  - (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者が請求した料金又は工事に関する費用 について、その契約者が当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者が定める支払期日を経過してもなお 支払わないときは、当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による音声利用 I P通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第52条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、卸事業者等、特

定FTTH事業者又は協定事業者(当社又は特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者に限ります。 以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金、工事に関する費用、引受後工事費残債その他の債務の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者が請求した料金、工事に関する 費用、引受後工事費残債その他の債務について、その契約者が卸事業者等、特定FTTH事業者又は協 定事業者が定める支払期日を経過してもなおその卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者に支 払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

(電話帳の発行)

第53条 特定FTTH事業者は、別記5に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(法令に規定する事項)

第54条 音声利用 I P 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その 定めるところによります。

# 第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第55条 音声利用 I P通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 7 から11に定めるところによります。

# 附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。 (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けている着信課金機能については、当社が契約者にあらかじめ別に通知する日(以下この附則において「機能変更日」といいます。)からこの改正規定の適用を開始します。この場合に、この改正規定による改正前の規定は機能変更日までは、なおその効力を有します。
- 3 機能変更の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この機能変更日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

着信課金機能 追加機能	着信課金機能 追加機能
受付先変更機能	時間外案内機能

## 別記

- 1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等
  - (1) 第2種サービス (メニュー3に係るものに限ります。) について、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。この場合において、第2種サービスの提供区域は、接続契約者回線の終端とすることができる区域とします。

電気通信サービス		取扱いの単位 チャネル数 終端の場所とす		とすること	
			の上限	が出来る区域	
名 称	品目等			終端のう	終端のうち
				ち回線収	左記以外の
				容部に収	もの
				容される	
				もの	
特定FTTH事	1Mb/s	左記の電気通信サービスに	左記の電気	当社が別	当社が別に
業者が定めるL		係る契約者回線の品目が同	通信サービ	に定める	定める区域
AN型通信網サ		一である2の契約者回線で	スに係る契	音声利用	
ービス契約約款		あって、互いの契約者回線	約者回線ご	IP通信	
に規定する第3		のみが通信相手先となるも	とに2 チャ	網サービ	
種サービス		のを1の接続契約者回線と	ネルまで	ス取扱所	
	10Mb/s	して取り扱います。ただ	左記の電気		
		し、複数の論理回線(本欄	通信サービ		
		に規定する2の契約者回線	スに係る契		
		上に設定された論理的な電	約者回線ご		
		気通信回線をいいます。以	とに23チャ		
		下この表において同じとし	ネルまで		
	100Mb/	ます。) について、1の論	左記の電気		
	S	理回線ごとに1の回線収容	通信サービ		
		部へ収容する場合は、1の	スに係る契		
		論理回線を1の接続契約者	約者回線ご		
		回線とみなして取り扱いま	とに235 チ		
		す。	ャネルまで		
	1Gb/s		左記の電気		
			通信サービ		
			スに係る契		
			約者回線ご		
			とに600 チ		
			ャネルまで		
	備考				
	1 上記	の2の契約者回線(複数の論理	里回線について、	1の論理回	線ごとに1の
	回線収	容部へ収容する場合は、論理回	回線が設定された	こそれぞれの	契約者回線と
	します	。)は、同一の都道府県の区域	或内に設置された	こものとしま	す。
	2 その	電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用IP通信網サ			
ービス		の提供に支障が生じないことを当社及び特定FTTH事業者等が認め			
	るもの	に限ります。			

(2) 第2種サービス(タイプ1に係るものに限ります。)について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス	取扱いの単位	その電気通信サービス

名 称	品目等		を利用回線とする第2
			種サービスの提供区域
I P通信網サービス契約約款	$100 \mathrm{Mb/s}$	左記の電気通信サービス	当社が別に定める区域
に規定するIP通信網サービ		に係る1の契約者回線を	
ス(光サポートファミリータ		1の利用回線として取り	
イプに係るものに限りま		扱います。	
す。)			
I P通信網サービス契約約款	100Mb/s	左記の電気通信サービス	当社が別に定める区域
に規定するIP通信網サービ		に係る1の契約者回線を	
ス(光サポートマンションタ		1の利用回線として取り	
イプに係るものに限りま		扱います。	
す。)			

(3) 第2種サービス(タイプ 2 に係るものに限ります。)について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス		取扱いの単位	チャネル数の	その電気通信サー
名 称	品目等		上限	ビスを利用回線と
				する第2種サービ
				スの提供区域
当社が定めるIP通信	100Mb/s	左記の電気通信	左記の電気通	当社が別に定める
網サービス契約約款に		サービスに係る	信サービスに	区域
規定するIP通信網サ	200111 /	1の契約者回線	係る契約者回	
ービス(光サポートフ	200Mb/s	を1の利用回線	線ごとに32チ	
アミリーに係るものに		として取扱いま	ャネルまで	
限ります。)	1Gb/s	す。		
	10Gb/s			
当社が定めるIP通信	100Mb/s	左記の電気通信	左記の電気通	当社が別に定める
網サービス契約約款に		サービスに係る	信サービスに	区域
規定するIP通信網サ	200Mb/s	1の契約者回線	係る契約者回	
ービス (光サポートマ		を1の利用回線	線ごとに8チ	
ンションに係るものに	1Gb/s	として取扱いま	ャネルまで	
限ります。)	10Gb/s	す。		

- (4) 当社の音声利用 I P通信網サービスの提供区間は、次の区間とします。
  - ア 回線収容部と回線収容部 (特定FTTH事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。以下において同じとします。) 又は相互接続点との間
  - イ サービス接続点と回線収容部、サービス接続点(IP通信網とのサービス接続点に限ります。)、利用回線(その利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定する光サポートにおける提供の形態による細目がⅡ型のIP通信網サービスであるものに限ります。以下において同じとします。)又は相互接続点との間
  - ウ 利用回線と回線収容部、利用回線又は相互接続点との間

### 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属音声利用 I P通信網サービス取扱所に届け出なければならないものとします。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人(接続契約者回線等に係

る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者)を当社に対する代表者と定め、これを届け出なければならないものとします。これを変更したときも同様とします。

- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの任意の1人を代表者として取り扱うことができるものとします。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、契約者の地位の承継においての届出がないときは、当社は、その 契約に係る接続契約者回線等の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出 があったものとみなします。

### 3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用 I P通信網サービス取扱所に届け出なければならないものとします。ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用 I P通信網サービス取扱所に届出がないときは、第17条(当社が行う第2種契約の解除)、及び第23条(利用停止)に規定する通知その他の通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提示を求めることがあり、契約者は当該求めに応じて当該証明書類を当社に対して提示しなければならないものとします。

### 4 相互接続通信の料金等の取扱い

めるところによるものとします。

- (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。
- ア 国内通信に係る相互接続通信は、当社又は特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者に係る 相互接続点との間において行うことができます。
- イ 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者回線番号等を特定FTTH事業者等に通知し、当社又は特定FTTH事業者等がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知して、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。
- (2) 別記 16 (相互接続通信の接続形態と料金の取扱い) に規定する接続形態により行われる相互接続通信((4) から(7)に規定するものを除きます。)の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記 16 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 16 に定めるところによるものとします。ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類(基本料金)、同表第2類(通信料金)又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定
- (3) (2) に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社又は特定FTTH事業者等は、その譲渡を承諾します。
- (4) 別記 16 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記 13 に規定する中継事業者若しくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。)に係る相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る相互接続通信については、当社又は特定FTTH事業者等が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。)の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるものに限ります。以下この別記4において同じとします。)以外の他社相互接続通信を伴うとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相 互接続通信とを合わせて当社又は特定FTTH事業者等が定めるものとし、料金に関するその他の取 扱いについては、別記 16 に定めるところによります。

イ ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴 わないとき。 その相互接続通信の料金は、当社又は特定FTTH事業者等が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記 16 に定めるところによります。

- ウ 無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われる通信のとき。 その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定FTTH事業者等が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記16に定めるところによります。
- (5) 別記 16 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記 13 に規定する携帯・自動車 電話事業者に係る相互接続通信(当社又は特定FTTH事業者等が別に定める電気通信設備に着信す るものに限ります。)の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話 事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いにつ いては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を 他の協定事業者に譲渡するときは、当社又は特定FTTH事業者等は、その譲渡を承諾します。
- (6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社又は特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社又は特定FTTH事業者等の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社又は特定FTTH事業者等が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定FTTH事業者等が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- アイ以外のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者 (その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との 間の相互接続協定において定める協定事業者とします。)がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定める ところによります。

イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社又は特定FTTH事業者等が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 16 に定めるところによります。

## 5 電話帳

- (1) 特定FTTH事業者は、特定FTTH事業者が定める電話サービス契約約款に基づき発行される 電話帳(以下「電話帳」といいます。) に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載することが できます
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、特定FTTH事業者の定める ところに従うものとします。
- (3) 契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(重複掲載料)に規定する料金の支払いを要するものとします。

#### 5-1 電気通信番号計画の遵守

- (1) 契約者は、音声利用 I P 通信網サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)の規定に基づき、次のことを守っていただきます。
- ア 契約者が音声利用 I P通信網サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告すること。
- イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵 守すること。
- (2) 契約者は、(1)のアの申告に際して、その申告のあった事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。

- 6 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第33条(基本料金の支払義務)から第36条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用(当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要するものとします。

### 7 料金明細内訳情報の提供

当社は、あらかじめ契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置(料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。)に登録した電子データにより提供します。

#### 8 端末設備の提供

- (1) 当社又は特定FTTH事業者等は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払わなければならないものとします。
- 9 情報料回収代行の承諾

契約者は、有料情報サービス(音声利用 I P通信網サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社又は特定FTTH事業者等によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者(以下「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社又は特定FTTH事業者等がその情報提供者の代理人として回収することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

#### 10 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記9 (情報料回収代行の承諾)の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その契約者に請求します。この場合、その利用に係る第2種サービス又は第3種サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1) の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社又は特定FTTH事業者等の機器により計算します。

#### 11 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、 責任を負いません。

#### 12 新聞社等の基準

	E //	# %#
	区 分	基準
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
		(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議するこ
		とを目的として、あまねく発売されること。
		(2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2	放送事業社	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業
		者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース (1欄の基準のすべてを備えた日刊新
		聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報
		(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通
		信社

#### 13 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者 内 容
-----------

1	端末系事業者	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する固定端末系伝送
		路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信
		役務を提供する協定事業者
2	中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通
		信サービスを提供する協定事業者(西日本電信電話株式会社及び
		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きま
		す。)
3	携帯・自動車電話事業者	無線設備規則 (昭和25年電波監理委員会規則第18号) 第3条第1
		号に規定する携帯無線通信(別記14
		(携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス) に規定するもの
		に限ります。)を提供する電気通信事業者
4	PHS事業	電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第
		4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線
		通信を提供する電気通信事業者
5	無線呼出し事業	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通
		信事業者
6	I P電話事業	電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号(別記
		15 (IP電話事業者の電気通信番号) に規定するものに限りま
		す。) を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

## 14 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

***************************************	
区 分	電気通信サービス
当社が別に定める電気通信サービス	

# 15 I P電話事業者の電気通信番号

区 分	使用される電気通信番号
グループA	当社が別に定める番号
グループB	当社が別に定める番号
グループC	当社が別に定める番号

## 16 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

特定FTTH事業者が特定約款にて定める取扱い(この約款制定時において、東日本電信電話株式会社の音声利用IP通信網サービス契約約款の別記15(相互接続通信の接続形態と料金の取扱い)及び西日本電信電話株式会社の音声利用IP通信網サービス契約約款の別記16(相互接続通信の接続形態と料金の取扱い)。ただし、これらの内容又は規定箇所に変更があったときは、変更後の内容又は規定箇所。)における接続契約者回線等を光サポートに読み替えたものに準じます。

## 17 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

## 料金表

#### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。
  - ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金(料金表第1表第1類第2の2-4 (請求書等の発行に関する料金の額)を除きます。)のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
- (1) 料金月の初日以外の日に音声利用 I P通信網サービスの提供の開始 (付加機能についてはその提供の開始) があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の初日に音声利用 I P通信網サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始等) があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第33条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第33条(基本料金の支払義務) 第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその 開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

### (端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## (料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関 等において支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### (前受金)

- 9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
- (注) 9 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

#### (消費税相当額の加算)

10 第33条(基本料金の支払義務)の規定から第36条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規 定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金 表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りでありません。

- (注1) 10 において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。) によるものとします。
- (注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込 価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

## (料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

# 第1表 料金 (重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。)

# 第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの

# 1 適用

1 週用	
区 分	内容
(1) 第1種サービ	ア 当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり通信及び保守の態様に
スの細目に係る	る細目を定めます。
料金の適用等	(ア) 通信の態様による区別
	区別内容
	タイプ1 タイプ2以外のもの
	タイプ2 付加機能を利用することなく高音質通話(当社が別に
	定めるものとします。以下同じとします。)を利用す
	ることができるもの
	備考
	1 当社は、技術上又は業務の遂行上、タイプ1からタイプ2へ細
	目の変更を行う場合があります。
	2 当社は、1の規定により細目を変更しようとするときは、あら
	かじめそのことを契約者に通知します。
	3 発信者(タイプ2の契約者に限ります。)は、通信を行う場合に
	おいて、その通信に係る通信種別(音声その他の音響、映像又は符
	号の区別をいいます。以下同じとします。)、1のチャネルにおけ
	る同時通信数又は伝送速度(以下「通信種別等」といいます。)を
	指定するものとします。
	4 タイプ2の契約者は、通信中に、発信者又は着信者の指定によ
	り、その通信に係る通信種別等を変更することができます。
	5 この備考の3又は4の場合において、その通信種別等による通
	信を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことがで
	きます。
	(イ) 基本機能又は上限チャネル数の態様による区別
	区別内容
	メニュ メニュー 同時に2チャネルまでの通信が可能なものであ

もの

1 - 1

って、メニュー1-2以外の

メニュー	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであ
1 - 2	って、基本機能として、2(料金額)2-2
	(付加機能使用料) に規
	定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電
	話番号受信機能の基本機能、発
	信電話番号通知要請機能、迷惑電話お
	ことわり機能及び着信情報送信機能に相当する
	機能を有するもの

#### 備考

- 1 基本機能として、メニュー1にあっては1チャネル
- 2 メニュー1-2その第1種契約について、通信の料金明細内訳 を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供しま す。
- 3 メニュー1-2が有する各機能の提供条件(料金に関するもの を除きます。)については、各機能に相当する付加機能の提供条件 に準じます。
- 4 メニュー1-2に係る着信転送機能及び着信情報送信機能に相当する機能は、1の契約者回線番号又は追加番号について利用することができます。
- 5 メニュー1-2に係る迷惑電話おことわり機能に相当する機能は、1の登録応答装置について利用することができます。
- 6 メニュー1-2に係る契約者は、通信中着信機能に相当する機能について、利用の一時中断の請求をすることができます。
- 7 タイプ1のメニュー1-2に係る第1種契約において、同時通 信機能又は映像通信機能を利用する場合は、通信中着信機能に相 当する機能を利用することができません。
- 8 メニュー1-2に係る第1種契約において、ファクシミリ通信 蓄積機能を利用している場合は、着信転送機能に相当する機能を 利用することができません。
- 9 メニュー1-2に係る契約者は、第2類(通信料金)に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。

# (ウ) 保守の態様による細目

区分	内容
タイプ 1 ー	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その
1	第1種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたと
	きに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付
	けた時刻以後の直近のものとします。) においてその修
	理又は復旧を行うもの
タイプ 1 ー	午前7時から午後10時までの時間帯以外の時刻に、そ
2	の第1種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けた
	ときに、午前7時から午後10時までの時間帯(その受
	け付けた時刻以外の直近のものとします。)においてそ
	の修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ1-1、タイプ1-2以外のもの
/ 土土	

#### 備考

- 1 タイプ2のものは、料金表第1表第1類第1の2(料金額)の2-
- 1 (基本額)(2)(タイプ2のものに係る加算料) に規定する額を適用

#### します。

- 2 第1種契約者は、その第1種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更の請求を行うことはできません。
- イ 当社が別に定める場合は、料金月の初日以外の日において、メニュー間の変 更を行うことができません。
- (2) ユニバーサル サービス料及び 電話リレーサー ビス料の適用
- ア 2-3に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第1種サービス又は付加機能の提供を受けている第1種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。

区分	電気通信番号
第1種サービス	契約者回線番号
番号情報送出機能(追加番号)	追加番号
着信課金機能(通話料着信者負担サービス)	着信課金番号

- イ 電話リレーサービス料は、**電話リレーサービス**支援機関が定める期間に おいて適用します。
- (3) 請求書等の発 行に関する料金 の適用
- ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料とします。
- イ 発行手数料は、第1種サービスの料金その他の債務の支払い(第1種サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。)において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。

区 分	発行手数料の適用
発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場
	合に適用します。

(4) 保守の態様に よる細目がタイ プ2のものに係 る料金の減額 ア 保守の態様による細目がタイプ2のものに係る料金については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合であって、その第1種サービスが全く利用できない状態(その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)のときに、当社がその契約者回線の設置場所において修理又は復旧を行う必要があるにもかかわらず、当社の責めに帰すべき理由等によりイに規定する期間が24時間を超えた場合は、ウに規定する適用を行います。

ただし、当社の保守係員が駐在する音声利用 IP通信網サービス取扱所から、通常の交通手段、交通経路及び交通状況において 24 時間以内に到着できない場合その他当社が別に定める場合は、この限りでありません。

# イ 期間

第1種契約者から当社があらかじめ指定する専用受付センタへ修理又は復旧の請求があり、当社が修理又は復旧の手配を行った時刻から、修理又は復旧のために当社の係員が契約者回線の設置場所に到着した時刻までに要した時間

- ウ その料金月における 2 (料金額) の 2-1 に規定する保守の態様による細目 に係る加算料については、適用しません。
- エ ウの規定による加算料の減額の適用は、1の料金月において1回までとします。

### 2 料金額

- 2-1 基本額
- (1) 基本料

区	分	単 位	料 金 額 (税別)
メニュー1に係る	メニュー1-1に係	1利用回線ごとに	2,500円
もの	るもの		
	メニュー1-2に係	1利用回線ごとに	3,020円
	るもの		(メニュー1-1に係る料金額
			に相当する額を含みます。)

# (2) タイプ2のものに係る加算料

月額

区 分	単 位	料 金 額 (税別)
メニュー1に係るもの	1 契約者回線ごとに	3,000円

# 2-2 付加機能使用料

		区 分	単 位	料金額(月額)税別			
番号情報送出機能(追加番号)	合種契の報	接続契約者回線等に着信通信があった場 、その契約者回線番号又は追加番号(第1)約者からの請求により当社がその回線収容は利用回線に付与した契約者回線番号以外 一、その接続契約者回線等に接続される端末は送出する機能  1 契約者は、当社又は特定FTTH事業者が利用の一時中断の請求をすることができます。1の回線収容部又は1の利用回線に付与なりものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては4以内、メニュー2のものものにあっては4以内、メニュー2のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	す。 することができる追加 ひものにあっては31년	U番号の数は、メニュ 以内とします。			
通信中着信機能(着信通知サービス)	利用 す。 等の その	のとします。  中に他から着信があることを知らせ、その 回線(メニュー1に係るものに限りま )に接続されている電話機のフックボタン 操作により、現に通信中の通信を保留し、 連着信に応答して通信を行った後再び保留中 i信を行うことができるようにする機能	1利用回線ごとに	300円			
)	備考	この機能が提供されている第1種契約について しくは符号による通信に係る着信があった場合 一部制限されることがあります。					
着信転送機能(通話転送サービス)	つ含信社る号	契約者回線番号又は追加番号に着信があ場合(通信中に他から着信があった場合をます。) その着信する通信又は着信する通うち契約者があらかじめ登録した番号(当別に定めるものに限ります。) から着信す信のみを、応答前に、契約者が指定した番(当社が別に定めるものに限ります。) に転ることができる機能	1契約者回線番号 又は1追加番号ご とに	500円			

	備考	1	当社は、利用の一時中断の	契約者回線番	号及び追加番号につい	っては、この機能を提	
	考	供	しません。				
		2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。					
		3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知さ					
			る この機能を利用する場合、転送元の失約有回線番を入ば垣加番をが転送元に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違				
			のため、その転送が行われ				
						のる物目でありて当任	
			必要と認めるときは、その			*******	
			この機能に係る通信につい				
			信とこの機能に係る接続契				
		取	り扱います。この場合の通	信時間につい	ては、転送先に転送し	<sub>ン</sub> て通信ができる状態	
		ح	した時刻に双方の通信がで	きる状態にし	たものとして測定しる	ます。	
		5	第1種サービス(タイプ2	に限ります。	)において、本機能を	を利用している場合、	
		高	音質通話又は映像若しくは	符号による通	信が一部制限されるこ	ことがあります。	
発 (	基	この	機能を利用する利用回線	アメニ	1利用回線ごとに	400円	
信発	本機	へ通	知される発信電話番号等	ュー1			
電 信 話 者	機能	(特	定FTTH事業者の電話	に係る			
番番	1,72	サー	ビス契約約款に規定する	もの			
(発信者番号受			番号その他当社又は特定	イメニ	1 利用回線ごとに	1,200円	
信 示			TH事業者が別に定める	<u> </u>	1 利用国際ことに	1, 200   1	
機サ能し			等をいいます。)を受信				
L.			ことができる機能	に係る			
ス		9 3	T	もの			
	追	非	この機能を利用する利用	アメニ	1 利用回線ごとに	200円	
	加機	通知	回線へ発信電話番号等が	ュー1			
	能	知着	通知されない通信(通信	に係る			
		信担	の発信に先立ち、	もの			
		否	「184」をダイヤルして	イメニ	1利用回線ごとに	600円	
		サート	行う通信又は発信電話番	<b>2</b> -2			
		ビ	号非通知の扱いを受けて	に係る			
		ス 発	いる契約者回線等から行	もの			
		信	う通信(当社又は特定F	0 42			
		電話	TTH事業者が別に定め				
		電話番号通知要請機能	る方法により行う通信を				
		号 通	除きます。)その他発信				
		知					
		要語	者がその発信電話番号等				
		機	を通知しない通信に限り				
		能	ます。)に対して、その				
			発信電話番号等を通知し				
			てかけ直してほしい旨の				
			案内により自動的に応答				
			する機能				
	備						
	考	考   当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する			より自動的に応答する		
		通信	について、着信した時刻か	ら一定時間経	過後、その通信を打ち	ら切ります。	

着	迷惑	電話を防止したい旨の申出があった第2種 1登録応答装置ご 200円	
信	契約	者のために、登録応答装置(その第2種契 とに	
否	約の	契約者が指定した契約者回線番号等(当社	
着信拒否登録サ	又は	特定FTTH事業者が別に定めるものに限	
サ	りま	す。)を登録し、その登録された番号からの	
-  -	以後	の着信に対しておことわりする旨の案内を	
ス	自動	的に行うために、音声利用 I P 通信網サー	
	ビス	取扱所内に設置される装置をいいます。)	
	を利	用して提供する機能	
	備	1 この機能には、次の区分があります。	
	考	ア 個別着信応答(1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装	
	置を利用するもの)		
	イ 共同着信応答(複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応		

- 置を利用するもの)
- 2 1に規定するイの区分は、メニュー1又はメニュー2のものに限り提供します。
- 3 契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利 用していただきます。
- 4 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号(以下「登録可 能番号数」といいます。)は、30以内とします。
- 5 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番 号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。
- 6 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりす る旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち 切ります。
- 7 当社又は特定FTTH事業者は、当社又は特定FTTH事業者の電気通信設備の 保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがありま
- 8 当社は、この機能を利用している第1種契約について、利用権の譲渡があったと きは、その迷惑電話おことわり機能を廃止します。
- 9 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対して おことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いませ

同(	1の回線	メニュー1に係るもの(利用回線に	追加する1のチャ	400円
時 複	収容部又	係る電気通信サービスがIP通信網	ネルごとに	
通信機能	は1の利	サービス契約約款に規定するも		
機 ヤ	用回線に	の。)		
ル	おいて同			
サー	時に通信			
-ビス)	できるチ			
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ャネルの			
	数を追加			
	すること			
	ができる			
	機能			
	機肥			

г							
		備 1 同時通信機能の提供を受けている契約者は、その回線収容部又は利用回線に 考 て IP通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行					
		考	て、IP通信網サービス契約約款に規定する	る帯域確保機能を利用	した通信を行ってい		
			るときは、同時通信機能を利用した通信を行	<sub>亍</sub> うことができません	o		
			2 利用の状況によっては、高音質通話又は	央像若しくは符号によ	る通信が一部制限さ		
			れることがあります。				
				T			
	着 🛈	そ(	の契約者回線番号又は追加番号に着信があっ	1 契約者回線番号	100円		
	( 信 信 信	た	場合、その着信する通信又は着信する通信の	又は1追加番号ご			
	報お	う`	ち契約者があらかじめ登録した番号(当社が	とに			
	送 知信 ら	别(	に定めるものに限ります。)からのものにつ				
	機せ	١,	て、着信があった旨を記載した電子メールを				
	能メー	契約	約者が指定するメールアドレスへ送信するこ				
	ル	と;	ができる機能				
	サー	供	1 契約者は、この機能を利用する契約者回約	- 泉番号又は追加番号ご	· とに、電子メールの		
	ピ	備考	送信先となるメールアドレスをあらかじめ				
	ろ		て、電子メールの送信先となるメールアドレ				
			番号につき5以内とします。	· > ( • ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	日 四 小 田 万 八 1 8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
			2 当社又は特定FTTH事業者は、当社又に	+ 株字RTTU車業老	が送信する電乙メニ		
			ルについて、着信があった日時、発信電話				
			ス契約約款に規定する電話番号その他当社				
			等をいいます。)、着信があった契約者回約	界番号乂は追加番号、	看信に対する応答状		
			況及び呼び出し時間等を記載します。				
			3 契約者に着信があった旨を記載した電子	メールを送信する場合	において、送信先か		
			ら、その送信される電子メールについて、『	違いのためその送信	が行われないように		
			してほしい旨の申出がある場合であって当れ	土が必要と認めるとき	は、その送信を中止		
			していただくことがあります。				
			4 当社は、第43条(責任の制限)に規定する	るほか、この機能を提	供することに伴い発		
			生する損害については、責任を負いません。				
Ī	フ(	そ	の契約者回線番号又は追加番号にファクシミ	1 契約者回線番号	100円		
	ア F	IJ.	通信に係る着信があった場合に、その通信を	又は1追加番号ご			
	クシミリ A X お知	当	社又は特定FTTH事業者が別に定めるとこ	とに			
	ミお	おり、おり、一つにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当					
			又は特定FTTH事業者が別に定める方法に				
	信せ		りその取出し又は消去を行うことができる機				
	蓄 メ 積 一	能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記					
	機ル		した電子メールを契約者(メニュー3に係る				
	能 サ 						
	Ľ		的者を除きます。) が指定するメールアドレ				
	ろ	^,	へ送信することができる機能				

	備考	1 当社は、利用の一時中断の契約者回線 2 着信のあったファクシミリ通信に係る。 規格のものにより送信されたものであっないことがあります。 3 契約者は、この機能を利用する契約かして、電先となるメールアドレスなるメールア 番号につき 5 以内とします。 4 当社又は特定FTTH事業者は、着信が蓄積結果等を記載します。 5 契約者にファクシミリ通信の蓄積があにおいて、送信先から、てほしいで表信をいて、送信先からないで、送信先からないであるが行われないようにしてもいいであるが行われないようにといるときは、そのる端末であります。 7 当社又は特定FTTH事業者は、当社できないことがあります。 7 当社又は特定FTTH事業者は、当社できない支障があるときは、現に蓄積されます。 7 当社又は特定FTTH事業者は、この場合において、当社又は特定Fにお知らせします。	原稿の用紙サイズァクラー 原稿の用紙サイズァクラー 原稿の開紙サイズァクラー に場合は、そのファクラー の線番号又は追加番号ラー がした。 はいた、1 日事業 ではた契約者 ではた契約者 ではた契約者 ではためででででででででででででででででででででででででででででででででででで	4 判及びB 4 判以外のとされている。このは一次では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
		ただし、緊急やむを得ない場合は、こ 8 当社及び特定FTTH事業者は、7の	規定により、現に蓄積さ	
		ルを消去したことに伴い発生する損害に 9 当社は、第43条(責任の制限)に規定 生する損害については、責任を負いませ	するほか、この機能を抗	
着信課金機	基本機能	その契約者回線番号又は追加番号に係る 着信先へ、あらかじめ契約者が指定する 地域の契約者回線等から着信課金番号	基本額 (1着信課金 番号ごとに)	1,000円
機能(通話料着信者負担サービス)		(契約者の請求により、当社又は特定F TTH事業者が付与した番号であって、 着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。)により行う通信(以下「フリーアクセス通信」といいます。)に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る契約者とし、その契約者回線番号に係る契約者(話中時迂回機能、振分接続機能又は時間外案内機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る契約者とします。)に課金する機能	複数回線共通番号機能(1の名字を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	1,000円

追	発	1の着信課金番号によるフリーア	加算額(1着 信課	350円
加機	発 信 地	クセス通信を、その通信が発信さ	金番号につき1の契	
能	域	れる地域ごとにあらかじめ指定さ	約者回線番号ごと	
	振分	れた着信課金機能を利用している	に)	
	分機	契約者回線番号又は追加番号に着		
	能	信させる機能		
	話	この機能を利用する契約者回線番	加算額(1着 信課	800円
	話中	号又は追加番号(以下この表にお	金番号につき1の迂	
	時迂	いて「迂回元回線番号」といいま	回元回線番号ごと	
	回機	す。)がフリーアクセス通信によ	(こ)	
	能	り通信中の場合に、迂回元回線番		
		号へのフリーアクセス通信を、契		
		約者があらかじめ指定した着信課		
		金機能を利用している他の契約者		
		回線番号若しくは追加番号又は当		
		社が別に定める協定事業者の電気		
		通信設備に着信させる機能		
	振	1の着信課金番号によるフリーア	加算額(1着 信課	700円
	振分接続機能	クセス通信について、振分グルー	金番号につき1の振	
	続	プ(契約者があらかじめ指定した	分グループごとに)	
	機能	複数の契約者回線番号若しくは追		
	HC	加番号(着信課金機能を利用して		
		いるものに限ります。)又は当社		
		若しくは特定FTTH事業者が別		
		に定める協定事業者の電気通信設		
		備からなるグループをいいます。		
		以下この表において同じとしま		
		す。)を構成する着信先ごとに、		
		契約者があらかじめ指定した着信		
		回数の割合に振り分け、契約者回		
		線番号若しくは追加番号又は当社		
		若しくは特定FTTH事業者が別		
		に定める協定事業者の電気通信設		
		備に着信させる機能		

	時	契約者があらかじめ指定した利用	加算額(1 着信課金	650 円
	間	時間帯以外の時間帯に、この機能	番号につき1の契約	
	外案内	を利用する契約者回線番号又は追	者回線番号又は追加	
	内继	加番号へのフリーアクセス通信の	番号ごとに)	
	機 能	発信者に対して、利用時間帯以外		
		である旨の案内をする機能及び受		
		付先変更機能(契約者があらかじ		
		め指定した利用時間帯以外の時間		
		帯に、この機能を利用する契約者		
		回線番号又は追加番号(以下この		
		表において「受付先変更元番号」		
		といいます。)へのフリーアクセ		
		ス通信を、契約者があらかじめ指		
		定した着信課金機能を利用してい		
		る他の契約者回線番号若しくは追		
		加番号又は当社が別に定める協定		
		事業者の電気通信設備に着信させ		
		る機能)を利用することができる		
		機能		
/		(*! ¬ )		V.

備考

1 当社又は特定FTTH事業者は、1契約者回線番号又は1追加番号ごとに1の着信 課金番号を付与します。

ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。

- 2 着信課金番号を付与された契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。
- 3 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信(おおむね 3kHz の帯域による通話に限ります。)、移動体通信(映像通信機能を利用した通信を除きます。)、又は公衆通信に限ります。
- 4 当社又は特定FTTH事業者は、契約者から請求があったときは、移動体通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 5 契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号又は追加番号に係る 契約者に課金することを許容する地域を、当社又は特定FTTH事業者が別に定める ところに従って指定していただきます。
- 6 複数回線共通番号機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は 時間外案内機能を利用している場合に限り提供します。
- 7 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は時間外案内機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、契約者(契約者が2人以上ある場合は、その契約者すべての同意に基づき指定される代表者とします。)があらかじめ指定する回線収容部又は利用回線に請求し、その支払いを要する者をその回線収容部又は利用回線に係る契約者とします。
- 8 複数回線共通番号機能を利用していない場合は、発信地域振分機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。
- 9 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数(当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に転送する場合は、その転送先において指定する着信先の数を含みます。)の範囲内とします。
- 10 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に

利用することはできません。

- 11 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の 着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金 番号を付与したものに限ります。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者 回線番号又は追加番号に係る契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先 となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。
- 12 複数回線共通番号機能を利用していない場合は、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。
- 13 時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。
- 14 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。
- (注1) 9に規定する当社が別に定める数は、複数回線共通番号機能の場合は 640、話中時迂回機能の場合は 9,振分接続機能の場合は 50、受付先変更機能の場合は 1 0 とします。

(注2)13に規定する当社が別に定める時間は1分とします。

定番号通知機能

この機能を利用する接続契約者回線等(着信課金機能の提供を受けているもの又は当社又は特定FTTH事業者が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等による着信が可能なものであって、その事実が協定事業者からの通知により確認できるものに限ります。)から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号又は当社又は特定FTTH事業者が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等を着信先の契約者回線等へ通知する機能

1 契約者回線番号又 は1追加番号ごとに

100円

#### 2-3 ユニバーサルサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額 (税別)
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	ユニバーサルサービス支援機
		関が定める番号単価に準じる

#### 2-4 請求書等の発行に関する料金の額

区 分	単 位	料 金 額 (税別)
発行手数料	1の請求書又は口座振替	0円
	通知書の発行ごとに	

#### 2-5 電話リレーサービス料

区分	単 位	料 金 額 (税別)
電話リレーサービス料	1 電気通信番号ごとに	電話リレーサービス支援機関
		が定める番号単価に準じる

### 2-6 光回線再利用手続費

区分	単位	料金額(税別)
光回線再利用手続費	1契約者回線/回ごとに	6,000円

### 第2 第2種サービスに係るもの

### 1 適用

区	分		内容		
(1) 第	2種サ	ア 当社は、**	斗金額を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目		
ービ		を定めます。			
スの細	目に係	(ア) 通信の創	<b>長様による区別</b>		
る		区 別	内容		
料金のi	適用等	タイプ 1	タイプ2以外のもの		
		タイプ 2	付加機能を利用することなく高音質通話(当社が別に定		
			めるものとします。以下同じとします。)を利用するこ		
			とができるもの		
		備考			
		1 当社に	は、技術上又は業務の遂行上、タイプ1からタイプ2へ細目		
		の変更を	·行う場合があります。		
		2 当社は、1の規定により細目を変更しようとするときは、あらか			
		じめそのことを契約者に通知します。			
		3 発信者(タイプ2の契約者に限ります。)は、通信を行う場合に			
		おいて、その通信に係る通信種別(音声その他の音響、映像又は符			
		号の区別をいいます。以下同じとします。)、1のチャネルにおける			
		同時通信数又は伝送速度(以下「通信種別等」といいます。)を指定			
		するものとします。			
		4 タイプ2の契約者は、通信中に、発信者又は着信者の指定により、			
		その通信に係る通信種別等を変更することができます。			
		5 この備考の3又は4の場合において、その通信種別等による通信			
		を通信相手先が拒否しない場合に限りその通信を行うことができま			
		す。			

# (イ) 基本機能又は上限チャネル数の態様による区別

区	別	内容
メニュ	メニュー	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであっ
-1	1 - 1	て、メニュー1-2以外の
		もの
	メニュー	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであっ
	1 - 2	て、基本機能として、2(料金額)2-2(付加
		機能使用料)に規
		定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話
		番号受信機能の基本機能、発
		信電話番号通知要請機能、迷惑電話お
		ことわり機能及び着信情報送信機能に相当する機
		能を有するもの

メニュー2	同時に8チャネルまでの通信が可能なものであっ	Ī
	て、メニュー3以外のもの	
メニュー3	基本機能として、2 (料金額) 2-2	Ī
	(付加機能使用料)に規定する着信転	
	送機能、発信電話番号受信機能の基本	
	機能、発信電話番号通知要請機能及び	
	迷惑電話おことわり機能の個別着信応答機能に相	
	当する機能を有するもの	

#### 備考

- 1 メニュー3については、タイプ2のものに限り提供します。
- 2 基本機能として、メニュー1又はメニュー3にあっては1チャネル、メニュー2にあっては3チャネルによる通信が可能です。
- 3 メニュー1-2又はメニュー3については、その第2種契約について、通信の料金明細内訳を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供します。
- 4 メニュー1-2又はメニュー3が有する各機能の提供条件(料金に関するものを除きます。)については、各機能に相当する付加機能の提供条件に準じます。
- 5 メニュー1-2に係る着信転送機能及び着信情報送信機能に相当 する機能は、1の契約者回線番号又は追加番号について、メニュー 3に係る着信転送機能に相当する機能は、契約者回線番号及び全て の追加番号について利用することができます。
- 6 メニュー1-2に係る迷惑電話おことわり機能に相当する機能は、1の登録応答装置について、メニュー3に係る迷惑電話おこと わり機能に相当する機能は、全ての登録応答装置について利用する ことができます。
- 7 メニュー1-2に係る契約者は、通信中着信機能に相当する機能 について、利用の一時中断の請求をすることができます。
- 8 タイプ1のメニュー1-2に係る第2種契約において、同時通信機能又は映像通信機能を利用する場合は、通信中着信機能に相当する機能を利用することができません。
- 9 メニュー1-2に係る第2種契約において、ファクシミリ通信蓄 積機能を利用している場合は、着信転送機能に相当する機能を利用 することができません。
- 10 メニュー1-2に係る契約者は、第2類(通信料金)に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。
- 11 メニュー3に係る契約者は、第2類(通信料金)に定めるところにより、定額通信料の支払いを要します。
- イ 当社が別に定める場合は、料金月の初日以外の日において、メニュー間の 変更を行うことができません。

(2) ユニバー サルサービ ス料及び電 話リレーサ	ア 2-3に規定するユニバーサルサービス料及び2-5に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第2種サービス又は付加機能の提供を受けている第2種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。			
ービス料の 適用	区分	電気通信番号		
旭/九	第2種サービス	契約者回線番号		
	番号情報送出機能(追加番号)	追加番号		
	着信課金機能(通話料着信者負担サービス)	着信課金番号		
	イ 電話リレーサービス料は、電話リレーサービス支援機関が定める期間において適用します。			
(3) 請求書等	ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料とします。			
の発行に関	イ 発行手数料は、第2種サービスの料金その他の債務の支払い(第2種サー			
する料金の	ビスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除き			
適用	ます。)において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。			
	区 分 発行手数料の適用			
	発行手数料 請求書又は口座振替通知書の発行を要す			
	る場合に適用しま	る場合に適用します。		

### 2 料金額

2-1 基本額

(1) 基本料

月額

			71 BK
区	分	単 位	料 金 額 (税別)
メニュー1に係	メニュー1-1に係	1利用回線ごとに	500円
るもの	るもの		
	メニュー1-2に係	1利用回線ごとに	1,020円
	るもの		(メニュー1-1に係る料金額
			に相当する額を含みます。)
メニュー2に係る	もの	1利用回線ごとに	1,300円
メニュー3に係る	もの	1回線収容部又は	700円(メニュー1-1に係る
		1利用回線ごとに	料金額に相当する額を含みま
			す。)

### 2-2 付加機能使用料

	区分	単 位	料金額(月額)(税別)
	その接続契約者回線等に着信通信があった場合	1 追加番号ご	100円
(追加番号)	に、その契約者回線番号又は追加番号(第2種	とに	
番	契約者からの請求により当社がその回線収容部		
号	又は利用回線に付与した契約者回線番号以外の		
	番号をいいます。以下同じとします。) の情報		
	を、その接続契約者回線等に接続される端末設		
	備に送出する機能		

おりますの		備	1 契約者は、当社又は特定F7	TTH事業者	等が付与した追加	番号について、付加機能				
1 のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては31以内、メニュー3のものにあっては6,999以内とします。   3 第23条(利用停止)第3項の規定によりこの機能の利用を停止した場合には、当社は、その追加番号について利用停止を解消する際に変更することがあります。   4 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準するものとします。   1 利用回線 (メニュー1に係るものに限ります。) に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その者信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能		考	の利用の一時中断の請求をすることができます。							
のにあっては6,999以内とします。 3 第23条 (利用停止) 第3項の規定によりこの機能の利用を停止した場合には、当社は、その追加番号について利用停止を解消する際に変更することがあります。 4 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準するものとします。 通信中に他から着信があることを知らせ、その利用回線(メニュー1に係るものに限ります。)に接続されている電話機のフックボタンの機作により、現に通信中の通信を保留中の通信を行うことができるようにする機能  (			2 1の回線収容部又は1の利用回線に付与することができる追加番号の数は、メニュ							
3 第23条(利用停止)第3項の規定によりこの機能の利用を停止した場合には、当社は、その追加番号について利用停止を解消する際に変更することがあります。 4 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準するものとします。 通信中に他から著信があることを知らせ、その利用回線(メニュー1に係るものに限ります。)に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、の著信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を存うことができるようにする機能  第 この機能が提供されている第2種契約について、通信中に高音質通話又は映像者には消費による通信に係る著信があった場合は、その者信に応答して通信を係る著信があった場合は、その者信に応答して通信を係る著信があった場合は、その者信に応答して通信を係る著信があった場合は、その報告を自然書号又は追加番号では着信する通信の利用が別に定めるものに限ります。)から著信する通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)から著信する通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能  第 1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供とせん。 2 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態としたものとして測定します。 5 第2種サービス(タイプ2に限ります。))において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像者しくは符号による通信が一部制限されることがあります。		-1のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては31以内、メニュー3のも								
は、その追加番号について利用停止を解消する際に変更することがあります。 4 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準するものとします。										
は、その追加番号について利用停止を解消する際に変更することがあります。 4 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準するものとします。										
2										
一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次			4 追加番号に関するその他のB	文り扱いにつ	いては、契約者回	線番号の場合に準ずるも				
通信中に他から着信があることを知らせ、その   利用回線				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	70.70	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
大田田線(メニュー1に係るものに限ります。) に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に広答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能		通信		サーその	1 利用回線ご	300円				
## 1	(着		. , . ,	-, -,		00011				
等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能 の通信を行うことができるようにする機能 この機能が提供されている第2種契約について、通信中に高音質通話又 は映像若しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に 係る通信の利用が た場合(通信中に他から着信があった場合を含 みます。)その著信する通信又は着信する通信 のうち契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限ります。)から着信する 通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に断送することができる機能	信通									
サービス の	知									
プス の通信を行うことができるようにする機能	サ									
### この機能が提供されている第2種契約について、通信中に高音質通話又 は映像者 しくは符号による通信に係る着信があった場合は、その着信に 係る通信の利用が 一部制限されることがあります。	F.									
大場合による通信に係る着信があった場合は、その着信に 係る通信の利用が 一部制限されることがあります。	ろ	の進	担言を11 ケーとか ぐさるよりにする 	機能						
しくは行号による連信に係る着信があった場合は、その着信に 保る連信の利用が一部制限されることがあります。		備老	この機能が提供されている第2種	重契約につい	て、通信中に高音	質通話又 は映像若				
(通話 で の 契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合を含		77	しくは符号による通信に係る着信	言があった場	合は、その着信に	係る通信の利用が				
た場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。) その着信する通信又は着信する通信 のうち契約者があらかじめ登録した番号 (当社が別に定めるものに限ります。) から着信する通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号 (当社が別に定めるものに限ります。) に転送することができる機能			一部制限されることがあります。							
た場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。) その着信する通信又は着信する通信 のうち契約者があらかじめ登録した番号 (当社が別に定めるものに限ります。) から着信する通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号 (当社が別に定めるものに限ります。) に転送することができる機能		その	・ ・契約者回線番号又は追加番号に着	信があっ	1 契約者回線	500円				
が別に定めるものに限ります。)から着信する 通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号 (当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能    「当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。  この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。  この機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  「発信    「発信    「通知される発信電話番号等	<u>通</u>				番号又は1追					
が別に定めるものに限ります。)から着信する 通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号 (当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能    「当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。  この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。  この機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  「発信    「発信    「通知される発信電話番号等	詰転	みま	:す。) その着信する通信又は着信	する通信	加番号ごとに					
が別に定めるものに限ります。)から着信する 通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号 (当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能    「	送									
正式 通信のみを、応答前に、契約者が指定した番号 (当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能	サ   1									
(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能  (当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。 (2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 (3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 (4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 (5 第2種サービス (タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  (6 基本機 (加速なの発信電話番号等 ユー1 とに	ピ									
## することができる機能    1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。   2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。   3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。   4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。   5 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。   2 位										
### ### ### ### #####################				) (C#AZE						
選			·	75公老同绰采	見及び追加来見に	へいてけ この機能を埋				
2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  ○ 第 2 種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  ○ 第 2 種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話不分割用回線  ○ 第 2 種サービス(タイプ2に限ります。)とに		備考		たい石 凹水番	万及い 但加留 万に	. フいては、この域形を促				
態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  (発情)		,	*	コンプ 転送	がり同じ しにわた	スダ温労し思わる利田政				
3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  (発 本						の守旭市と共体の利用が				
れることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  (発情						加釆早が転送生に通知さ				
いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  (発 本										
が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 第2種サービス (タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  (発 本										
4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 第2種サービス(タイプ2に限ります。)において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  (発 本										
通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として 取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態 とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 第2種サービス (タイプ2に限ります。) において、本機能を利用している場合、 高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。 (発 標 へ通知される発信電話番号等 ユー1 とに										
取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。										
とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 第2種サービス (タイプ2に限ります。) において、本機能を利用している場合、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。  (			2002							
5 第2種サービス (タイプ2に限ります。) において、本機能を利用している場合、 高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。         ( )       基 この機能を利用する利用回線 ア メニ 1利用回線ご 本 (通知される発信電話番号等 機) (性中のアンスではよっておより) とに						-				
高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。										
( ) 基     この機能を利用する利用回線     ア メニ     1利用回線ご     400円       発信     株     へ通知される発信電話番号等     ュー1     とに										
発     本     へ通知される発信電話番号等     ユー1     とに       信     機     (は中のアロンで表するのです。)										
信機(供力ののなる形式)とに	<b>→</b>	基本				400円				
	発信	機	へ通知される発信電話番号等		とに					
14   14   14   14   15   15   15   15	者	能	*****							
番号表     サービス契約約款に規定する電話番号その他当社又は特定     もの       オメニ     1利用回線ご       1,200円	番   是			もの						
電話番号その他当社又は特定   イ メニ   1利用回線ご   1,200円	表			イメニ	1利用回線ご	1,200円				
示	示			z-2	とに					
る番号等をいいます。)を文   に係る				に係る						
ビ 信することができる機能 もの			1二トフェールバーナフ14646	1 0						

1			Τ			
	追	非	この機能を利用する利用	アメニ	1利用回線ご	200円
	加機	通知	回線へ発信電話番号等が	ュー1	とに	
	機能	着	通知されない通信(通信	に係る		
		信 拒	の発信に先立ち、	もの		
		信拒否サ	「184」をダイヤルして	イメニ	1利用回線ごと	600円
		1	行う通信又は発信電話番	z-2	に	
		ビス	号非通知の扱いを受けて	に係る		
		発	いる契約者回線等から行	もの		
		信電	う通信(当社又は特定F			
		話	TTH事業者等が別に定			
		番号	める方法により行う通信			
		発信電話番号通知要請機能	を除きます。)その他発			
		要	信者がその発信電話番号			
		請	等を通知しない通信に限			
		能	ります。)に対して、そ			
			の発信電話番号等を通知			
			してかけ直してほしい旨			
			の案内により自動的に応			
			答する機能			
	備	当社	 は、発信電話番号等を通知し	してかけ直し	てほしい旨の案内	により自動的に応答する
	考	通信	について、着信した時刻から	一定時間経	過後、その通信を	打ち切ります。
着	迷惑	電話を	と防止したい旨の申出があっ	た第2種	1 登録応答装	200円
着信拒否登録	契約	者のた	とめに、登録応答装置(その	第2種契	置ごとに	
否	約の	契約者	音が指定した契約者回線番号	·等(当社		
登録	又は	特定F	TTTH事業者等が別に定め	るものに		
サ	限り	ます。	)を登録し、その登録された			
ピ	の以	後の着	<b></b> 信に対しておことわりする	旨の案内		
え	を自	動的に	こ行うために、音声利用 I P	通信網サ		
	ービ	で取扱	及所内に設置される装置をい	いま		
	す。	) を禾	川用して提供する機能			

		2 3 用 4 能 5 6 る 切	一個別看信応各(1の実約有回線番音 置を利用するもの) イ 共同着信応答(複数の契約者回線番 置を利用するもの) 1に規定するイの区分は、メニュー1を契約者は、1の契約者回線番号又は1のしていただきます。 1の登録可能番号装置に登録できる契約番号数」といいます。)は、30以内とし登録可能番号数を超えて登録しようとす等のうち最初に登録されたものから順に当社は、現に登録中の番号に係る契約者旨を案内する通信について、着信した時ります。 当社又は特定FTTH事業者等は、当者	番号又は追加番号に なはメニュー2のも の追加番号ごとに、 の者回線番号又は追 の者をます。 一るともは、登録を行 を可線を行 に消去して登録を行 に対めるの時間経	こおいて、1の登録応答装のに限り提供します。 1の登録応答装置を利 2加番号(以下「登録可 3れている契約者回線番 5います。 3に対しておことわりす 3過後、その通信を打ち		
		り 8 き 9	の保守上又は工事上やむを得ないときにます。 当社は、この機能を利用している第2種は、その迷惑電話おことわり機能を廃」 当社は、現に登録中の番号に係る契約者 ことわりする旨の案内を行うことに伴い	重契約について、和 こします。 計回線等からの着信	J用権の譲渡があったと iに対して		
(複数チ	収容	回線 部又 の利	下記以外のもの	追加する1の チャネルごと に	400円		
ヤネルサービス)	は1の利 用回線に おいて同 時に通信 できるチャネルの		メニュー1に係るもの(利用回線に 係る電気通信サービスが I P通信網 サービス契約約款に規定するも の。)	追加する1の チャネルごと に	400円		
	する	追加 こと きる	メニュー3に係るもの	追加する1の チャネルごと に	600円		
	備 1 同時通信機能の提供を受けている契約者は、その回線収容部又は利用回線において、IP通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、同時通信機能を利用した通信を行うことができません。 2 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されることがあります。						
(着信お知らせメー	うち契約者があらかじめ登録した番号(当社が 加番号ごとに 別に定めるものに限ります。)からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを 契約者が指定するメールアドレスへ送信するこ						

ア 個別着信応答(1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装

1 この機能には、次の区分があります。

備考

F
Α
Χ
お
知
6
世
メ
ĺ
ル
サ
ĺ
ビ
-

- 1 契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。
- 2 当社又は特定FTTH事業者等は、当社又は特定FTTH事業者等が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等(特定FTTH事業者の電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社又は特定FTTH事業者等が別に定める番号等をいいます。)、着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。
- 3 契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。
- 4 当社は、第43条 (責任の制限) に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社又は特定FTTH事業者等が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを契約者(メニュー3に係る契約者を除きます。)が指定するメールアドレスへ送信することができる機能

1契約者回線 番号又は1追 加番号ごとに

100円

	備考	1 当社は、利用の一時の契約者にある。 着信のあったファクシミリ通信にある。 規格のもいより送信されたものであります。 3 契約者は、この機能を利用するあメールないます。 4 当社は、ア 番号にします。 4 当社にでいるのとがあります。 4 当社にでいるのとがあります。 5 契約者においます。 5 契約者においます。 6 契約者においます。 6 契約者においます。 6 対応によいな要とといるの発信に係るが行われない要とといるの発信に係るが行われない要とといるの発信に係るが行われないます。 7 当社又はいまではは、多数者においては、当社又はいます。 7 の保行上ましたといます。 ただし、緊急やむを得ない、場合はは、この場合には、場合においては、責任を負いませる損害については、責任を負いませまる損害については、責任を負います。 1 当社は、第43条(責任の制限) 1 当社は、第43条(責任を負いませる損害については、責任を負います。 1 当社は、第43条(責任を負いませきる損害については、責任を負います。 1 当社は、第43条(責任を負いませきの場合には、第43条(責任を負いませきる損害については、責任を負います。 1 当社は、第43条(責任を負いませきの場合にないます。 1 当社は、第43条(責任を負いませきの場合にないませきませきませきませきます。 1 当社は、第43条(責任の制限) 1 当社は、第43条(責任を負いませきませきませきませきませきませきませきませきませきませきませきませきませきま	「原た 回めド 社信 っ電がを備 社の積特 ののにする でいる はあ 旨メる止種 は当れF り定いほ 無、 又で数 定た 記ル合て又 定又いT あよは、 サそ はいは F契 載にでいは F皮スいT あよは、サーク 追た、 T約 しつあた状 T特画事 ま、責のが スプールだ 1 T者 たいっだ態 T定像業 せ現任機	がA4判及びB4判以外の アクシミリ通信を変換でき 番号ごとに、電子メールの 場合に、電子メールの 場合に、電子メールの 場合に、電子メールの 場合にでは 場合にでは 場合にで は は りまする電子で 電子が は 追加番号及 は 信する 場合に する 場合に する 場合に する 場合に する 場合に する 場合に する 場合に する の で 、 当は は は ります。 に い の に い の に は ります。 に い の に ります。 に は ります。 に は ります。 に は ります。 に は ります。 に は ります。 に は ります。 に は ります。 に は ります。 に ります。 に ります。 に し に ります。 と に し に し に し に し に し に し に し に と し に と し に し と と に と と と に と と と に と と と と
着信課金機能	基本機能		基本額(1着 信課金番号ご とに) 複数回線共通	1,000円
(通話料着信者負担サービス)		TTH事業者等が付与した番号であって、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。)により行う通信(以下「フリーアクセス通信」といいます。)に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る契約者とし、その契約者回線番号に係る契約者(話中時迂回機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線番号又は追加番号に係る契約者とします。)に課金する機能	番の号ー信の回る番追当F者め者設機信よク、続等約若番又Tが協電に能課るセ2契に者し号はH別定気着に金フス以約お回く又特事に事通信	

せる機能)を利用する場合の

				I bhalles / . V te	
				加算額(1着信	
				課金番号ごと	
			T	に)	
	追	発信	1の着信課金番号によるフリーア	加算額(1着	350円
	加機	信 地	クセス通信を、その通信が発信さ	信課金番号に	
	能	域	れる地域ごとにあらかじめ指定さ	つき1の契約	
		振分	れた着信課金機能を利用している	者回線番号ご	
		分機	契約者回線番号又は追加番号に着	とに)	
		能	信させる機能		
		話	この機能を利用する契約者回線番	加算額(1着	800円
		中	号又は追加番号(以下この表にお	信課金番号に	
		時 迂	いて「迂回元回線番号」といいま	つき 1 の迂回	
		回 機	す。)がフリーアクセス通信によ	元回線番号ご	
		能	り通信中の場合に、迂回元回線番	とに)	
			号へのフリーアクセス通信を、契		
			約者があらかじめ指定した着信課		
			金機能を利用している他の契約者		
			回線番号若しくは追加番号又は当		
			社が別に定める協定事業者の電気		
			通信設備に着信させる機能		
		振	1の着信課金番号によるフリーア	加算額(1着	700円
			クセス通信について、振分グルー	信課金番号に	
		分接続機	プ(契約者があらかじめ指定した	つき1の振分	
		機	   複数の契約者回線番号若しくは追	グループごと	
		能	   加番号(着信課金機能を利用して	(こ)	
			いるものに限ります。)又は当社		
			若しくは特定FTTH事業者等が		
			別に定める協定事業者の電気通信		
			設備からなるグループをいいま		
			す。以下この表において同じとし		
			ます。)を構成する着信先ごと		
			に、契約者があらかじめ指定した		
			着信回数の割合に振り分け、契約		
			者回線番号若しくは追加番号又は		
			当社若しくは特定FTTH事業者		
			等が別に定める協定事業者の電気		
			通信設備に着信させる機能		
I			一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		

時	契約者があらかじめ指定した利用	加算額(1着信	650 円
間	時間帯以外の時間帯に、この機能	課金番号につ	
案	を利用する契約者回線番号又は追	き1の契約者	
外案内機能	加番号へのフリーアクセス通信の	回線番号又は	
能	発信者に対して、利用時間帯以外	追加番号ごと	
	である旨の案内をする機能及び受	(こ)	
	付先変更機能(契約者があらかじ		
	め指定した利用時間帯以外の時間		
	帯に、この機能を利用する契約者		
	回線番号又は追加番号(以下この		
	表において「受付先変更元番号」と		
	いいます。)へのフリーアクセス通		
	信を、契約者があらかじめ指定し		
	た着信課金機能を利用している他		
	の契約者回線番号若しくは追加番		
	号又は当社が別に定める協定事業		
	者の電気通信設備に着信させる機		
	能)を利用することができる機能		

備考

1 当社又は特定FTTH事業者等は、1契約者回線番号又は1追加番号ごとに1の着信課金番号を付与します。

ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。

- 2 着信課金番号を付与された契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。
- 3 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信(おおむね 3kHz の帯域による通話に限ります。)、移動体通信(映像通信機能を利用した通信を除きます。)、PHS通信又は公衆通信に限ります。
- 4 当社又は特定FTTH事業者等は、契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 5 契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号又は追加番号に係る 契約者に課金することを許容する地域を、当社又は特定FTTH事業者等が別に定め るところに従って指定していただきます。
- 6 複数回線共通番号機能は、発信地域振分機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は 時間外案内機能を利用している場合に限り提供します。
- 7 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能又は時間外案内機能を利用 する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、契約者(契約者が2人以上ある場合は、 その契約者すべての同意に基づき指定される代表者とします。)があらかじめ指定する 回線収容部又は利用回線に請求し、その支払いを要する者をその回線収容部又は利用 回線に係る契約者とします。
- 8 複数回線共通番号機能を利用していない場合は、発信地域振分機能においてフリー アクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線にお ける着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。
- 9 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数(当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に転送する場合は、その転送先において指定する着信先の数を含みます。)の範囲内とします。
- 10 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に 利用することはできません。

- 11 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の 着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金 番号を付与したものに限ります。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者 回線番号又は追加番号に係る契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先 となる契約者回線番号に係る契約者からの同意がある場合に限り提供します。
- 12 複数回線共通番号機能を利用していない場合は、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。
- 13 時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。
- 14 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。
- (注1) 9に規定する当社が別に定める数は、複数回線共通番号機能の場合は 640、話中時迂回機能の場合は 9、振分接続機能の場合は 50、受付先変更機能の場合は 1 0 とします
- (注2)13に規定する当社が別に定める時間は1分とします。

その接続契約者回線等(タイプ 2 に係るものに限ります。)へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号(契約者の請求により当社又は特定 F T T H 事業者等が付与した番号であって、着信短縮ダイヤル機能を利用するにあの番号をいいます。)によりできるようにする機能

ブロック型(1の 1地域につ 10,000円 着信短縮ダイヤル き1着信短 縮ダイヤル 番号により行う通 信について、その 番号ごとに 通信の発信を許容 する地域を当社が 別に定める地域の いずれか1の地域 内に限定するも (D) 15,000 円 東日本全域型(1 1 着信短縮 の着信短縮ダイヤ ダイヤル番 ル番号により行う 通信について、そ の通信の発信を許 容する地域を限定

備考

1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。

しないもの)

- 2 その契約者回線等へ着信短縮ダイヤル番号により行う通信は、第2種サービスの 契約者回線等から行う通信に限ります。
- 3 契約者は、1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する区域(ブロック型の着信短縮ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。)を当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるところにより指定することができるものとし、その区域ごとに、1の着信短縮ダイヤル番号により接続される契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)を指定していただきます。
- 4 当社は、その請求の承諾後、契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。
- 5 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。
- (注) 4に規定する当社が別に定める期間は、2か月間とします。

特	この材	幾能を	・利用する接続契約者回線等(着信課	1 契約者回線	100 円
特定番号通知機能	金機	能の挑	是供を受けているもの又は当社又は	番号又は1追	
号	特定	FΤΊ	「H事業者等が別に定める協定事業	加番号ごとに	
通知	者が何	计与す	よる着信課金番号等による着信が可		
機	能な	ものて	であって、その事実が協定事業者から		
能	の通知	印によ	こり確認できるものに限ります。)か		
	ら行	う通信	言について、その接続契約者回線等の		
	契約	者回網	な番号又は追加番号に替えて、着信課		
			は当社又は特定FTTH事業者等が		
	別に	定める	る協定事業者が付与する着信課金番		
			言先の契約者回線等へ通知する機能		
*			つ回線収容部又は利用回線に係る契	1回線収容部	3,000 円
着 信	基本	l	行回線番号又は追加番号に着信する	又は利用回線	3,000   1
_	機能		での通信を、応答前に、契約者(メ	ごとに	
哲転	尼		1-3に係る契約者に限ります。以下	C C /C	
括転送機能			)欄において同じとします。) がそれ		
能					
			はあらかじめ指定した番号(当社が別		
			こめるものに限ります。) に転送する		
		ے ک	ができる機能		
	追加	故障	音声利用IP通信網サービス取扱	1回線収容部	3,000円
	機	情	所内に設置される監視装置から、	又は利用回線	
	能	報通	契約者の指定する1の契約者回線	ごとに	
		知	番号又は追加番号(以下「監視対象		
		機能	番号」といいます。) に監視信号を		
		用丘	送信し、その監視対象番号に係る		
			自営端末設備が稼動していない状		
			態にあると当社が判断した場合		
			に、その旨を記載した電子メール		
			を契約者が指定するメールアドレ		
			スへ送信する機能及び自営端末設		
			備が稼動していないと判断される		
			間、基本機能に係る転送を行うこ		
			とができる機能		

- 1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を 提供しません。
- 2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用 形態となるときは、 通信品質を保証できないことがあります。
- 3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社又は特定 FTTH事業者等が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。
- 4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。
- 5 この機能に係る通信については、高音質通話又は映像若しくは符号による通信が 一部制限されることがあります。
- 6 故障情報通知機能を利用する場合において、契約者は、あらかじめ監視対象番号 及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただ きます。
- 7 契約者はこの備考の6の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。
- 8 当社又は特定FTTH事業者等は、故障情報通知機能の提供に当たっては、1の 監視対象番号ごとに1のチャネルを使用します。
- 9 故障情報通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく 判断できないことがあります。
  - (1) 監視対象番号において他の付加機能を利用しているとき。
  - (2) 監視対象番号に係る自営端末設備において、故障情報通知機能に 係る通信以外の通信が行われているとき。
  - (3) その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。
- 10 契約者は、故障情報通知機能を利用する回線収容部又は利用回線ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は1の利用回線につき当社又は特定FTTH事業者等が別に定める数以内とします。
- 11 当社又は特定FTTH事業者等は、当社又は特定FTTH事業者等が送信する電子メールについて、監視対象番号等を記載します。
- 12 契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子 メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出が ある場合であって当社又は特定FTTH事業者等が必要と認めるときは、その送信 を中止していただくことがあります。
- 13 当社は、第43条 (責任の制限) に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

指		者(タイプ2に係る	基本額		制御対象番号	500 円
指定通信発着信許可機能		者に限ります。以下		T	ごとに	
信発		欄において同じとし	発着信	発着信許可	1回線収容部	100 円
着		)が指定する1以上	許可番		又は1利用回	
信 許		卸対象番号(その第	号グル	プが1のも	線ごとに	
口 		契約に係る契約者回	ープに	<i>O</i>		
機能		号又は追加番号をい	係る加	発着信許可		500 円
		す。以下この欄にお	算額		又は1利用回	
(着信制		司じとします。) から		プが 5 まで	緑ごとに	
御御		グループ(以下この おいて「制御対象番		のもの		
御サー		ループ」といいま		発着信許可		1,500円
ー ビ		ごとに、当社が別に			又は1利用回	
ス		るところにより契約		プが 25 まで	線ごとに	
		あらかじめ登録した		のもの		
		上の電気通信番号か			1回線収容部	2,000円
		るグループ(以下こ			又は1利用回	
		において「発着信許		プが 50 まで	線ごとに	
		号グループ」といい		のもの		
		)又は通信種別に係				_
		信又は着信を可能に			1回線収容部	10,000円
	する村				又は1利用回	
		.,,,,,		プが 600 まで	線ごとに	
		T		のもの		
					マ 上 = kk +元 ~ >ナ III ) -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	備					ついて、上記の5種類
	備考	の区分の中からあ	らかじめい	<b>いずれか1つを</b> 選	選択していただきま	きす。
	備考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対	らかじめい	ヽずれか1つを逞 レープごとの発え	選択していただきま 着信許可番号グル・	きす。 ープの数を合計して、
	備考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に	らかじめい け象番号グル おける発え	ヽずれか1つを選 レープごとの発え 音信許可番号グノ	選択していただきま 着信許可番号グル・ レープに係る加算額	きす。 ープの数を合計して、 額を適用します。この
	備考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合において、当	らかじめい  象番号グ/  おける発え  社は、契約	\ずれか1つを選 レープごとの発え 音信許可番号グノ 均者が発着信許す	選択していただきま 着信許可番号グル・ レープに係る加算な 可番号グループに	きす。 ープの数を合計して、 額を適用します。この 系る電気通信番号を登
	備考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合において、当 録しない場合にお	らかじめい け象番号グル おける発え はは、契約 いても、制	<ul><li>・ずれか1つを選 レープごとの発え</li></ul>	選択していただきま 着信許可番号グルー ループに係る加算教 可番号グループに係 ループごとに1の	きす。 ープの数を合計して、 額を適用します。この
	備考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合において、当 録しない場合によ プを利用している	らかじめい  象番号グ/  おける発え  社は、契終  いても、# ものとみな	ヽずれか1つを選 レープごとの発	選択していただきま 着信許可番号グルー レープに係る加算を 可番号グループに係 レープごとに 1 のき きす。	ミす。 ープの数を合計して、 額を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー
	備考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合において、当 録しない場合にお プを利用している 3 1の発着信許可	らかじめい  象番号グ/  おける発え  社は、契約    ものとみなる  番号グルー	いずれか1つを選 レープごとの発え 音信許可番号グノ 的者が発着信許可 別御対象番号グノ よして取り扱いま -プに登録できる	選択していただきま 着信許可番号グループに係る加算名 可番号グループに作る レープごとに1の きす。 る電気通信番号の数	ます。 一プの数を合計して、 額を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー なは、20 以内とします。
	備考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合において、当 録しない場合にお プを利用している 3 1の発着信許可 4 当社は、この機	らかじめい け象番号グル おける発え 社は、契 いてものとみな 番号グルー 能を利用し	いずれか 1 つを選 レープごとの発 着信許可番号グノ 的者が発着信許可 別御対象番号グノ よして取り扱いま -プに登録できる している第 2 種割	選択していただきま 着信許可番号グループに係る加算名 可番号グループに係る加算名 レープごとに1の多 ます。 5電気通信番号の数 契約について、第	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー なは、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権
	備考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合において、当 録しない場合にお プを利用している 3 1の発着信許可 4 当社は、この機 の譲渡があったと	らかは はい は ま は は は な と ま は は は な と み な ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	いずれか 1 つを選 レープごとの発え 着信許可番号グノ 対者が発着信許可 別御て取り扱いま して足登録できる している 第 2 種 の指定通信発着信	選択していただきま 着信許可番号グルー レープに係る加算を 可番号グループに作 レープごとに1の きす。 5電気通信番号の数 契約について、第3 言許可機能を廃止し	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー なは、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。
	備考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合において、当 録しない場合にお プを利用している 3 1の発着信許可 4 当社は、この機 の譲渡があったと 5 当社は、第434	らかとける はい もの と かい もの と みん まま は い もの と みん が まま と まま まま まま まま まま は 責任 の と かい し きん かい し し かい し い い い い	いずれか1つを選 レープごとの発が を持着が発着信許で がはしているのででである。 しているのででである。 しているのでである。 しているできるできる。 はしては、 には、 は、しているできる。 は、しているでもないるできる。 は、しているできる。 は、しているできるできる。 は、しているできるできる。 は、しているできるできるできる。 は、しているできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる	選択していただきま 着信許可番号グループに係る加算名 可番号グループに化っている にしている にす。 の電気通信番号の数 契約について、第二 言許可機能を廃止し るほか、この機能	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー なは、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権
+	考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合におい場合によ プを利用している 3 1の発着信許可 4 当社は、この機 の譲渡があったと 5 当社は、第43章 発生する損害につ	らか番号が月における 大きまける 、契まは、もとかがりを発えませる とうがい 一般能をは、責任のでは、一般に、	vずれか1つを選 レープごとの発 対信許可番信等が が多番の が多番が がないない でいて でいて でいて でいる でいまる でいまる では でいまる では でいまる に がは に が に が の に の に の に の に の に の に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	選択していただきま 着信許可番号グループに係る加算を 可番号グループに係る加算を レープごとに1の多 ます。 る電気通信番号の数 契約について、第2 言許可機能を廃止し るほか、この機能を るほか、この機能を	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い
ず業	考	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合におい場合によ プを利用している 3 1の発着信許可 4 当社は、あったと 5 当社は、第43章 発生する損害につ 事業所番号(同一の	らか番号を表にしている。 おけい も番号を はい もと がり 利 その 貴に は 収 に ない に で 線 収 を で の 貴 の 貴 の 貴 の 貴 の 貴 の 貴 の 貴 の 貴 の 貴 の	いずれか1 つを選 レープごとの発 を信許可者 書号が 新御がない。 一プにいる 一プにいる 一プにいる ででででででいる。 一の指限)に 規定する。 はいして はいして はいして はいして はいして はいして はいして はいして はいして はいして に、規定する。 はいして はいして はいして に、規定する。 はいして はい はいして はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	選択していただきま 着信許可番号グループに係る加算を 可番号グループにもいっている。 でできない。 を電気通信番号の数 契約について廃止しるほか、この機能に るほか、この機能に るほか、この機能に るはか、この機能に るはか、この機能に るはか、この機能に	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー なは、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。
(グルー事業所系	考 基本機	の区分の中からあ 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合におい場合にい場合しない場合におり がある。 3 1の発は、あったる 4 当社は、あったと 5 当社は、第43章 発生する損害につ 5 発生する 4 第につ 5 第43章 第二ののに 5 第43章 第二ののに 5 第43章	らか番けないも番能きない回係るとなっていませんでのかった。または、これでは、これでは、では、などが、これでは、できる。これでは、できる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	いずれか1つを選ぶ レープに 音音が発動を 計算なした ででででででででででいた。 計ででででででででででででででででででででででででででででででででででいます。 はいまでででででいます。 ででででいます。 ででででいます。 ででででは、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	選択していただきま 着信許可番号グループに係る加算名 では、一プでとに1の多いでは、1の多いでは、1の多いでは、1の多いでは、1の多いでは、1の多いでは、1の数にで発化を廃棄して、1にの機能を放け、この機能を発しる。 基本額(11回線) 基本額部又は1	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い
- 番 プ号	考	の区分の中からある 2 当社は、制御対 その第2種契約に 場合におい場合にいい場合にない場合にない場合ではいりでは ではないがある。 3 1の発着、このためでは、あり、第4はがある。 第2性はでは、から、第4はがある。 第2性はできる。 第2性はで。 第2性は 第2性は 第2性は 第2性は 第2性は 第2性は 第2性は 第2性は	らないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	wずれか1つを発え レープに を発え が出る ででででででででででいた。 でででででででででいた。 はいでででででででいた。 はいででででできます。 はいででできますができます。 はいででできますができます。 はいででできますができます。 でではいますができます。 でではいますができます。 でではいますができますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でではいますが、 でいままますが、 でいまますが、 でいまますが、 でいままますが、 でいままますが、 でいままますが、 でいままますが、 でいままますが、 でいまままますが、 でいままままますが、 でいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	選択していただきままれていただきままれていただきままれた。 本名 の数 第 1 日本 の	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 故は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い
ープダ.番号ル.	考 基本機	の区分の中からあ 2 当社は 4 2種契約に 3 1の名は、 3 1の名は、 3 1の名は、 3 1の名は、 4 3 4 3 5 3 1 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4	らないも番能きない回係同部が番けないの号をは、「して線るじての子をは、「ては収契とはが、「ないないとはいれば、「ないない」とは、「ないない」とは、「ないない」とは、「ないない」という。	いずれか1 か1 か1 か1 か1 か1 か1 が2 が3 が3 が3 が3 が3 が3 が3 が3 が3 が3	選択していただきます。 着信許可係の場合では、 ででである。 ででは、 ででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でのできる。 をででは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでいでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでいでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでのででいででいでででででいでででででででででででででででででで	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い 3,500 円
プダイヤ番号ルーチ	考 基本機	の区分の中からある 2 当社は 2種契約に 3 2種契約に 場しない場合にい場合にいいる 3 1の発は、あっちも 3 1の発は、あっちも 4 当誰渡社はる 5 発生する 4 第 第十二年 第十二年 第十二年 第十二年 第十二年 第十二年 第十二年 第十二	らかない、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	いずれか1 か1 か1 か1 が1 が1 が1 が1 が1 が1 が1 が1 が1 が	選択していただきます。 着信許可番号グループで係る加算名 ででは、一では、一でである。 ででは、一ででは、このででは、このでは、一ででは、ででは、ででは、ででは、でのでは、このでは、でいる。 を関いて、でのでは、このでは、このでは、でので、でいる。 基本容明に、でいる。 基本容明に、でいる。 本容明に、でいる。 は、このでは、このでは、このでは、このでは、でいる。 本容明に、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 故は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い
ープダイヤリ番号ルーチン	考 基本機	の区分のは、当年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	らない、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	いずれか1 いずれが対した いずに いずに いずに いだ で に で で で で で で で で で た か が ま り な が ま の ま る 通 に は い に り し い に り た り に り た り に り た り に り た り た り た り	選択していただきます。 着信かになっていたであるが、 をでは、これでは、これでは、これでは、これでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い 3,500 円
プダイヤリン番号ルーチング	考 基本機	の区分 2 当第2 のと 3 1の 4 の 3 1の 4 の 5 発生 4 の 5 発生 4 の 5 発生 4 の 5 発生 4 の 5 発生 5 と 5 と 6 にい 6 にい 6 にい 6 にい 6 にい 6 にい 6 にい 6 にい 6 にい 6 に 7 にい 8 に 7 にい 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に	らないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	いずのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	と と を を を を を を を を で で で で で で で で で で で で で	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い 3,500 円
ープダイヤリン番号ルーチング	考 基本機	の区分では、 の区分では、 を対して、 のと対策をは、 のと対策をは、 のと対策をは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のとは、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	らなおはいも番能きない回係同部線カプまか番けはての号をは責て線るじ又にとかずる、もとが利、任は収契とは係ないにめが発契になり用その、言語は明まるいに	いずのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	展表に とでは をでは をでは をでは をです。 ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い 3,500 円
プダイヤリン番号ルーチング	考 基本機	の区分は、全球の内部の内部の内部の内部の内部の内部の内部の内部の内部の内部の内部の内部の内部の	ら象お社いも番能きない回係同部線のプま別か番けはての号をは(すて線るじ又に者をすすじ号る、もとグ利、任は収契とは係ないにためグ発契になり、日の、資音を引きるいになり、	いずのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	展表である。 とでは、 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまます。 をできまます。 をできます。 をできまます。 をできまます。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできます。 をできまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い 3,500 円
プダイヤリン番号ルーチング	考 基本機	の区分では、当時のでは、当時のでは、当年のでは、1 の と は を が は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ら象お社いも番能きない回係同部線カプま別さか番けはての号をは、で線るじ又にとをすすれじ号る、もとグ利、任は収契とは係というるためグ発契、みグートの言音者は月あるいにと通	いずのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	展表に とでは をでは をでは をでは をです。 ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い 3,500 円
ープダイヤリン番号ルーチング	考 基本機	の区とは、おいのでは、当時のでは、これのでは、当年のでは、1 を対した。 1 を対した。 2 を対した。 2 を対した。 3 を対した。 3 を対した。 3 を対した。 4 ののでは、 4 ののでは、 5 を対した。 5 を対した。 5 を対した。 6 ののでは、 6 ののでは、 7 ののでは、	ら象お社いも番能き条い回係同部線のプま別言ンか番けはての号をは賃て線るじ又にそをすすれが見る、もとグ利、任は収契とは係といいるた先めグ発契、みル用その、資語では係ないにを通気	いずのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	展表である。 とでは、 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまます。 をできまます。 をできます。 をできまます。 をできまます。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできます。 をできまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い 3,500 円
ープダイヤリン番号ルーチング	考 基本機	の 2 と 場 の 2 と 場 の 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 4 の 3 と 4 の 3 と 4 の 3 と 4 の 3 と 5 を 4 3 と 5 を 5 を 5 を 6 と 5 を 6 と 6 と 7 の 5 を 7 の 5 の 5 を 7 の 5 の 5 の 5 の 5 の 5 の 5 の 5 の 5 の 5 の	ら象お社いも番能きない回係同部線のプま別言ンスか番けはての号をは(すて線るじ又に者をすすれグはじ号る、もとグ利、任は収契とは係とい)。るた先利めグ発契。まな一川の)責容約し利るるいにな価等回いが発契。	いずのでは、このでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	展表である。 とでは、 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまます。 をできまます。 をできます。 をできまます。 をできまます。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできます。 をできまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い 3,500 円
ダイヤリンルーチング	考 基本機	の区とは、おいのでは、当時のでは、これのでは、当年のでは、1 を対した。 1 を対した。 2 を対した。 2 を対した。 3 を対した。 3 を対した。 3 を対した。 4 ののでは、 4 ののでは、 5 を対した。 5 を対した。 5 を対した。 6 ののでは、 6 ののでは、 7 ののでは、	ら象お社いも番能き条い回係同部線カプま別言ン又はか番けはての号をは債で線るじ又にとをすれた人利しいの発契、みが利、任は収契とは係というるた先利加めが発契、みが用その、言さずは見るないにを通り回り	いする。この制度では、自己もようでは、この制度では、自己もようでは、このでは、これで、これが、これが、これが、これで、これで、これが、これが、これが、これで、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	展表である。 とでは、 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまます。 をできまます。 をできます。 をできまます。 をできまます。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできます。 をできまする。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできます。 をできまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ます。 一プの数を合計して、 領を適用します。この 系る電気通信番号を登 発着信許可番号グルー 女は、20 以内とします。 2 種契約に係る利用権 します。 を提供することに伴い 3,500 円

追加機能	発信者が付加した番号をその接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能 同一の回線収容部グループに属する全ての第2種サービスについて、その第2種契約者が、相互接続点(当社が別に定めるものに限ります。)との間において、事業所番号等(事業所番号及び当社が別に定める協定事業者が指定する番号(その契約者と同一の者がその協定事業者と契約を締結する電気通信サービスに係るものに限ります。)をいいます。)を用いた通信を行うことを可能とする機能	1回線収容部グループごとに	
備考	1 基本機能を利用した通信は、事業所番号/ 又は利用回線であって同一の回線収容部グ/ に限り行うことができます。 2 契約者が1回線収容部又は1利用回線によ の数は、10以内とします。	レープに属するもの	のから発信された場合

#### 2-3 ユニバーサルサービス料

月額

区 分	単 位	料 金 額 (税別)
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	ユニバーサルサービス支援機
		関が定める番号単価に準じる

#### 2-4 請求書等の発行に関する料金の額

区 分	単 位	料 金 額 (税別)
発行手数料	1の請求書又は口座振	0円
	替通知書の発行ごとに	

### 2-5 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (税別)
電話リレーサービス料	1電気通信番号ごとに	電話リレーサービス支援機関
		が定める番号単価に準じる

### 第2類 通信料金

第1 削除

第2 第2種サービスに係るもの

### 1 適用

区 分		内容
(1) 国内通信の種	国内通信には、次	ての種類があります。
類	種 類	内容
	1 一般通信	2、3、3の2、4又は5以外のもの
	2 移動体通	携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電
	信	気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号
		に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。
		以下同じとします。) に係る他社相互接続通信を
		伴って行われる通信
	3 PHS通	PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備
	信	であって、電波法施行規則 第6条第4項第6号に
		規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無
		線通信に係るものをいいます。以下同じとしま
		す。) に係る他社相互接続通信を伴って行われる
		通信
	4 無線呼出	無線呼出し設備(協定事業者が設置する電気通信
	し通信	設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第
		4号に規定する電気通信番号により識別されるも
		のをいいます。以下同じとします。) に係る他社
		相互接続通信を伴って行われる通信
	5 I P電話	IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設
	通信	備であって、電気通信番号規則別表第1第10号に
		規定する電気通信番号により識別されるものをい
		います。以下同じとします。) に係る他社相互接
		続通信を伴って行われる通信
	6 公衆通信	接続契約者回線等と特定FTTH事業者の電話サ
		ービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に

		41ウンスハ血原式の原式機体力は針ウD T T II す
		規定する公衆電話の電話機等又は特定FTTH事
		業者の総合ディジタル通信サービス契約約款第4
		条(総合ディジタル通信サービスの種類等)に規
		定するディジタル公衆電話サービスの電話機等と
		の間の通信
(2) 県内通信及び		及び公衆通信の通信料金を適用するため、接続契約者回線
県間通信に係る	等との通信につい	て、次のとおり区分します。
通信料金の適用	区分	適用する通信
	1 県内通信	接続契約者回線の終端(回線収容部に収容される
		もの以外のものとします。以下この欄において同
		じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道
		府県の区域内における接続契約者回線の終端、利
		用回線の終端、契約者回線等(ただし、接続契約
		者回線等及び相互接続点を除く)、当社又は特定
		FTTH事業者等が必要により設置す
		る設備、端末系事業者の端末系伝送路設備の終
		端、特定FTTH事業者の電話サービス契約約款
		第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電
		話の電話機等又は特定FTTH事業者の総合ディ
		ジタル通信サービス第4条(総合ディジタル通信
		サービスの種類等)に規定するディジタル公衆電
		話サービスの電話機等との間の通信
	2 県間通信	1以外のもの
(3) 区域内通信及	当社は、PHS通	「 信の通信料金を適用するため、PHS通信について、次の
び区域外通信の	とおり区分します	
適用	区分	適用する通信
	区域内通信	PHS設備(接続契約者回線の終端(回線収容部
		に収容されるもの以外のものとします。)、利用
		回線の終端又は契約者回線の終端が設置されてい
		る場所が所属する単位料金区域(特定FTTH事
		業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金
		区域と同一の区域をいいます。以下同じとしま
		す。)と同一の単位料金区域内に設置される無線
		基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、
		又は受けるためのPHS設備とします。以下同じ
		とします。)に接続された移動無線装置としま
		こします。) に接続された物助無縁表直こします。) との間の通信
	区标从译层	
(4) 区层吐用 6.20	区域外通信	区域内通信以外の通信
(4) 通信時間の測		双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻
定等		信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信
		通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社
		続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じと と記せない。
	します。)によ	
		アの通信時間には含みません。
		x 障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由によ
	, , , , , , , , , , ,	中に一時通信ができなかった時間
	(イ) 回線の故	障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を

の通信時間

- ウ アの場合に、タイプ2に係る通信(一般通信であって県内通信及び県間通信に限ります。以下この欄において同じとします。)について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。
  - (ア) 双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算 し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間
  - (イ) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間
  - (ウ) (ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間
- エ タイプ 2 に係る通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等(その通信に係る同時通信数が 2 以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。)に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ 2-1-2 (タイプ 2 に係るもの) に規定する料金種別の通信料金を適用します。

ただし、ウに規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。

オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料金を適用します

### (5) 通信地域間距 離の測定

通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。

- ア 当社又は特定FTTH事業者等は、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。
- イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域内の当社又は特定 FTTH事業者等が指定する方形区画又はPHS事業者に係る移動無線装置が接続された無線基地局設備のある場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。
- ウ 通信地域間距離の測定に関するその他の適用については特定FTTH事業者の電話サービス契約約款に規定する通話地域間距離の測定方法に準ずるものとします。

## (6) 無線呼出し事 業者等に係る相 互接続通信の料 金の適用

無線呼出し事業者等に係る相互接続通信 (の4に規定する無線呼出し通信 に係るものを除きます。)の料金については、無線呼出し事業者等に係る相 互接続点を特定FTTH事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話 の契約者回線の終端とみなして適用します。

(7) 当社又は特定 FTTH事業者 等の機器の故障 等により正しく 算定することが できなかった場 合の通信料金の 当社又は特定FTTH事業者等の機器の故障等により正しく算定することができなかった

場合の通信料金は、次のとおりとします。

ア 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月にお

## 取扱い ける1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数 を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平 均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得 た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおり とします。 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把 握できる各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定で きなかった期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった目前の実績が把 握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間に おける1日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の 日数を乗じて得た額 (8) 国内通信に係 ア メニュー3に係る一般通信の通信料金については、2 (料金額)の2-る通信料金の適 1-2 に規定する 2のプランがあり、あらかじめいずれか 1つ(着信課 金機能を利用している場合は、フリーアクセス通信に係るもの及びそれ以 外のものについて、それぞれあらかじめいずれか1つとします。)を選択 していただきます。この場合、契約者からプランの変更の申出があったと きは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用しま す。 イ メニュー1又はメニュー2に係る一般通信の通信料金については、2 (料金額)の2-1-2 に規定するプラン2の料金を適用します。 ウ 当社が別に定める通信については、アの規定にかかわらず、2(料金 額) 02-1-2 に規定するプラン2の料金を適用します。 ア 当社は、契約者から申出があったときは、その第2種契約に係る通信料金 (9) 選択制による 通信料金の月極 について、通信料金別表に定める選択制による通信料金の月極割引を適用 します。 割引の適用 ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の 遂行上著しく困難であるときは、その月極割引等を適用できないことがあ ります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。 イ 現に月極割引の適用を受けている第2種契約について、接続契約者回線 に係る終端の場所若しくは利用回線の契約者回線番号の変更に係る届出又 は利用回線の移転等に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であって、 当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料金別表の規定にかかわら

その旨を契約者に通知します。

よります。

ず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合当社は、

ウ 契約者が、その第2種契約に係る通信料金について、同時に2以上の月極 割引の適用を受けようとする場合の取扱いは、当社が別に定めるところに

ただし、料金表別表に特段の定めがある場合は、その定めるところによりま

(10) メニュー1-2に係る通信料金の適用

ア メニュー1-2に係る基本通信料は、次表のとおりとします。

月額

区 分	単 位	料	金	額	(税別)	
基本通信料	1利用回線ごと					480円

イ メニュー1-2に係る通信料金のうちウに規定する控除対象通信については、2(料金額)の規定により算定した月間累計額から、アに規定する基本通信料を控除して得た額を適用します。

ただし、その月間累計額が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間累計額を控除して得た額(以下「繰越額」といいます。)を、翌料金月の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、基本通信料の控除の前に行います。

- ウ 控除対象通信は、次に該当しないものに限ります。
  - (ア) 相互接続通信(当社が別に定めるものを除きます。)
  - (イ) 当社が別に定める付加機能等(協定事業者が提供するものを含みます。)を利用して行う通信
  - (ウ) 2 (料金額) の2-1-2 の表中ウ欄からキ欄に定める通信
- エ メニュー1-2の利用の開始等があった場合におけるアからウの規定の 適用については、次表に規定するとおりとします。この場合において、2か ら4の規定に該当する場合が生じたときは、その料金月において生じた繰 越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いませ ん。

区分	適用
1 メニュー1-2の利	利用の開始日又は細目の変更日を含む
用の開始又はメニュー	料金月の翌料金月から適用します。
1-2への細目の変更	
があったとき。	
2 メニュー1-1又は	細目の変更日を含む料金月の末日まで
メニュー2への細目の	の通信について適用します。
変更があったとき。	
3 メニュー3への細目	細目の変更日の前日までの通信につい
の変更があったとき。	て適用します。
4 第2種契約の解除が	契約解除日までの通信について適用し
あったとき。	ます。
5 利用回線の移転等に	契約者回線番号の変更日を含む料金月
伴い第2種サービスの	については、契約者回線番号の変更日
契約者回線番号の変更	までの通信に限り適用し、契約者回線
があったとき。	番号の変更日以降の通信については、
	契約者回線番号の変更日を含む料金月
	の翌料金月から適用します。

- オ 利用回線の移転等があった場合であって当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アからウの規定を適用できないことがあり、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。
- カ 契約者がアからウの規定により基本通信料が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、基本通信料の支払いを要し

	ます。
	ただし、契約者の責めによらない理由により、第2種サービスを全く利用で
	きない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支
	障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)
	が生じた場合に、そのことを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻
	以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そ
	のことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月 (1料金月の倍
	数である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、そ
	の料金月数に対応する基本通信料については、その支払いを要しません。こ
	の場合において、その料金月の翌料金月については、繰越額は生じません。
	キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているとき
	は、その料金を返還します。
	(注) 基本通信料については、日割は行いません。
(11) メニュー3に	ア メニュー3に係る契約者は、通信料金として、1のチャネル(同時通信機
係る通信料金の	能により追加されたチャネルを含みます。) ごとに定額通信料 400 円 (税
適用	別)の支払いを要します。
	イ 当社は、メニュー3に係る契約者からの申出があった場合は、グループ通
	話定額選択回線群(前項の適用を受ける接続契約者回線等又は第2の通信
	料金別表の月極割引を選択する接続契約者回線等であって、その契約者が
	同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。)
	内の接続契約者回線等から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群
	内の接続契約者回線等への通信(2(料金額)の2-1-2 の表中ア欄及
	びイ欄に定める通信であって、当社が別に定める付加機能等を利用して行
	う通信以外の通信に限ります。) については、2(料金額)の規定にかかわら
	ず、通信料金を適用しません。
	ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。
	(注) グループ通話定額選択回線群とは、料金表 第1表 料金 第2類 第2
	の1適用(11)アの適用を受ける利用回線又は第2の通信料金別表の月額割
	引を選択する利用回線であって、その契約者が同一で、かつそのものが提供
	するサービスの利用者も同一となるものにより構成される回線群とします。
(12) 付加機能等を	ア 接続契約者回線等から電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに
利用した通信料	係る契約者回線(特定FTTH事業者の電話サービス契約約款又は特定F
金の適用	TTH事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に定める付加機能で
	あって当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。) への通信に
	係る通信料金の適用については、それぞれ特定FTTH事業者の電話サー
	│ │ ビス契約約款又は特定FTTH事業者の総合ディジタル通信サービス契約
	   約款に定めるところによります。
	│ │ イ 映像通信機能を利用した通信の料金については、2 − 1 − 1 (タイプ 1 に
	   係るもの) (映像通信機能を利用した通信に係るもの)に規定する通信料
	金を適用します。
	ウ イの場合において、通信時間の測定等については、に規定するタイプ2に
	係る通信に準じます。
 (13) 国際通信に係	国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国
る着信先の地域	番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。
の取扱い	
(14) 本邦とインマ	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局、特定衛星携帯端末又は国
ルサットシステ	際ネットワーク端末との間で行われる通信については、その着信先となる移
ムに係る移動地	動地球局、特定衛星携帯端末又は国際ネットワーク端末の所在地にかかわら
球局等との間の	ず、国際通信として取り扱います。
i	ı

通信の取扱い	
(15) 国内通信に関	次の通信については、第34条(通信料金の支払義務)の規定にかかわらず、
する料金の減免	その料金の支払いを要しません。
	ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダ
	イヤルして行う通信
	イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社又は特定FT
	TH事業者等が設置する電気通信設備等であって、当社又は特定FTTH
	事業者等が指定したものへの通信

#### 2 料金額

- 2-1 国内通信に係るもの
- 2-1-1 タイプ1に係るもの
- (1) (2)以外のもの
- ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの

料 金 種 別	単 位	料 金	額(税別)
県内通信及び県間通	3分までごとに		8円

#### イ 移動体通信及び I P電話通信に係るもの

I P通信網サービスが特定FTTH事業者のうち東日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合

	料 金 種 別	単 位	料	金	額(税別)
移動体通信		1分までごとに			16円
IP電	グループAに区分される	3分までごとに			10.8円
話通信	電気通信番号を用いた通信				
	グループBに区分される	3分までごとに			10.5円
	電気通信番号を用いた通信				
	グループCに区分される	3分までごとに			10.8円
	電気通信番号を用いた通信				

I P通信網サービスが特定FTTH事業者のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合

	料 金 種 別	単 位	料 金	額(税別)
移動体通信		1分までごとに		16円
IP電	グループAに区分される電気通信番	3分までごとに		10.8円
話通信	号を用いた通信			
	グループBに区分される電気通信番	3分までごとに		10.5円
	号を用いた通信			
	グループCに区分される電気通信番	3分までごとに		10.8円
	号を用いた通信			

### ウ PHS通信に係るもの

	料	金	種	別	料	金	額(税別)
通信料金					次	の秒数	までごとに10円

区域内通信		60秒
区域外通信	160kmまで	45秒
	160kmを超えるもの	36秒
上記の通信料金	をのほか通信1回ごとに	10円

#### エ 無線呼出し通信に係るもの

I P通信網サービスが特定FTTH事業者のうち東日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合

		料	金	種	別		料	金	額(税別)	
通信	料金						次の秒	数まで	ごとに15円	
	無線呼出し通	信							4	15秒
	上記の通信料	金のほ	か通信	1回ご	`とに				4	10円

I P通信網サービスが特定FTTH事業者のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸を利用して提供される場合

	料 金 種 別	料 金 額(税別)
通信料	斗金	次の秒数までごとに15円
	無線呼出し通信	40秒
	上記の通信料金のほか通信1回ごとに	40円

#### オ 公衆通信(フリーアクセス通信に係るものに限ります。) に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額(税別)
県内通信	1分までごとに	20円
県間通信	1分までごとに	30円

### 2-1-2 タイプ2に係るもの

#### (1) (2)及び(3)以外のもの

	料 金 種 5	引		単位	料金額 (税別)
県内	ア その通信に係る通信種	プラン1	県内	3分までごとに	6 円
通信	別がおおむね3kHzの帯域の	に係るも	通信		
及び	音声その他の音響のみであ	0)	県間	3分までごとに	10円
県間	って、1のチャネルにおけ		通信		
通信	る同時通信数が1のもの	プラン2に	係るも	3分までごとに	8円
		0)			
	イ その通信に係る通信種	プラン1	県内	3分までごとに	6円
	別が高音質通話に係る音声	に係るも	通信		
	その他の音響のみであっ	0)	県間	3分までごとに	10円
	て、1のチャネルにおける		通信		
	同時通信数が1のもの	プラン2に	係るも	3分までごとに	8円
		0)			
	ウ その通信に係る通信種別が	ぶ符号のみに	よるも	30秒までごとに	1円
	のであって、伝送速度が64kbi	t/sまでのも	の		
	エ その通信に係る通信種別が	ぶ符号のみに	よるも	30秒までごとに	1.5円
	のであって、伝送速度が64kbi	t/s を超えて			
	512kbit/sまでのもの				
移動	オ その通信に係る通信種別が	ぶ符号のみに	よるも	30秒までごとに	2円

体通	のであって、伝送速度が512kbit/sを超えて				
信	1Mbit/sまでのもの				
	カ その通信に係る通信種別が符号のみによるも	3分までごとに	15円		
	のであって、伝送速度が1Mbit/sを超えて				
	2.6Mbit/sまでのもの				
	キ その通信に係る通信種別が符号のみによるも	3分までごとに	100円		
	のであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの				
	ク ア〜キ以外のものであって、伝送速度が	3分までごとに	15円		
	2.6Mbit/sまでのもの				
	ケ ア〜キ以外のものであって、伝送速度が	3分までごとに	100円		
	2.6Mbit/sを超えるもの				
備考	1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるもの	とします。			
	2 イからケに規定する通信については、特定約款に定める第2種サービスのタイプ2に係				
	る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る接続契約者回線				
	等、第3種サービスに係る契約者回線又は当社又は特定FTTH事業者等が別に定める協				
	定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うこ	とができます			

#### (2) 移動体通信に係るもの

	料 金 種 別	単 位	料金額(税別)			
移動	ア 通話のみのもの	1分までごとに	16円			
体通						
信	イ 上記以外のもの	1分までごとに	30円			
備考	備考 イに係る通信については、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行う					
ことが	ことができます。					

(3) I P電話通信、PHS通信、無線呼出し通信及び公衆通信(フリーアクセス通信に係るものに限ります。)に係るもの

タイプ1に係るものに準ずるものとします。

### 2-2 国際通信に係るもの

#### 2-2-1 国際通信の取扱い地域

2 1 国际通信	
地域区分	地域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イス
	ラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共
	和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェー
	ト国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 ス
	リランカ民主社会主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国
	(香港及びマカオを除きます。) 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール連邦民
	主共和国 バーレーン王国 パキスタン・イスラム共和国 バングラデシュ人
	民共和国 東ティモール民主共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブル
	ネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア
	ミャンマー連邦共和国 モルディブ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシェミ
	ット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) アルゼンチン共和国 アルバ アン
	ギラ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国 英領バージン諸島
	エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティール ガイア
	ナ共和国 カナダ キューバ共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 グ

	レナダ ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンピエール
	島・ミクロン島 ジャマイカ スリナム共和国 セントクリストファー・ネー
	ビスセントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア タークス・カ
	イコス諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 ドミニカ国 トリニダード・トバ
	ゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バミ
	ューダ諸島 パラグアイ共和国 バルバドス プエルトリコ フォークランド
	諸島 ブラジル連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエ
	   ラ・ボリバル共和国 ベリーズ ペルー共和国 ボリビア多民族国 ホンジュ
	ラス共和国 マルチニーク島 メキシコ合衆国 モンセラット
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島
	   ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン諸島 ツバル
	トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニウエ ニューカレドニア ニュ
	ージーランド ノーフォーク島 バヌアツ共和国 パプアニューギニア独立国
	パラオ共和国 ハワイ フィジー共和国 フランス領ポリネシア 米領サモ
	ア マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
7	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アゾレス諸島
ヨーロッパ	
	アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウク
	ライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オ
	ランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス
	共和国 グリーンランドグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 ク
	ロアチア共和国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル ジョージ
	ア スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリカ スロ
	バキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン共和国 チ
	ェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルコ
	共和国 ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー フィンランド共和国
	フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベル
	ギー王国 ポーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国
	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナ
	コ公国 モルドバ共和国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニア共和国
	リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク大公国 ロシア連邦
アフリカ	アセンション島 アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共
	和国 エジプト・アラブ共和国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共和
	国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボヴェルデ共和国 ガボン共和国 カ
	メルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ケニ
	ア共和国 コートジボワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主
	共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共
	和国 ジブチ共和国 リビア ジンバブエ共和国 スーダン共和国 赤道ギニ
	ア共和国 セネガル共和国 セントヘレナ島 ソマリア連邦共和国 タンザニ
	ア連合共和国 チャド共和国 中央アフリカ共和国 チュニジア共和国 トー
	ゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブ
	ルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイヨット
	島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国
	南スーダン共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モ
	ザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト
	王国 レユニオン
インマルサッ	インマルサットーフリート インマルサット-BGAN/FBB
ト移動地球局	インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD インマルサ
1 1/2 #/1+近松1/円	ットーエアロ インマルサットーF-HSD
<b>供宁海日堆世</b>	
特定衛星携帯	イリジウム スラーヤ

端末	
国際ネットワー	トランザテル
ク端末	

備考 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりフリート、BGAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSD、エアロ、F-HSDの区別があります。

### 2-2-2 国際通信に関する料金額

(単位:円)

料金額	1分までごとに次に規定する額
着信先の地域	
アイスランド共和国	70
アイルランド	20
アゼルバイジャン共和国	70
アセンション島	250
アゾレス諸島	35
アフガニスタン・イスラム共和国	160
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)	9
アラブ首長国連邦	50
アルジェリア民主人民共和国	127
アルゼンチン共和国	50
アルバ	80
アルバニア共和国	120
アルメニア共和国	202
アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60

エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
   エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボヴェルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101

ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネービス	79
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80

セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア連邦共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール連邦民主共和国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20

バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
ハワイ	9
ハンガリー	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55

ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア多民族国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦共和国	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディブ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ	120
ヨルダン・ハシェミット王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア	70

リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサットーフリート	209
インマルサット-BGAN/FBB	209
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	700
インマルサットーエアロ	700
インマルサット-F-HSD	700
イリジウム	250
スラーヤ	175
トランザテル	120

# 同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引(グループ通話定額)

区 分	内					
(1) 定義等	ア 「同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引」とは、グ					
	ループ通話定額選択回線群内の接続契約者回線等から行われる、同一のグ					
	ループ通話定額選択回線群の接続契約者回線等への通信(当社が別に定め					
	る付加機能等を利用して行う通信を除きます。)について、2(料金額)の					
	規定により算定した額の月間累計額に代えて、1のチャネル(この月極割引					
	を選択する回線収容部又は利用回線において利用しているすべてのチャネ					
	ルについて適用します。)ごとに定額通信料 400 円(税別)を適用すること					
	をいいます。					
	イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当するものに限ります。					
	(ア) 2 (料金額) の2-1-1 アに定める通信					
	(イ) 2 (料金額) の2-1-1 アの表中(ア)欄に定める通信					
	(ウ) 2 (料金額) の2-1-2 の表中ア欄及びイ欄に定める通信					
(2) 承諾	当社は、この月極割引を選択する申出があったとき、その申出のあった第2					
	種契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。					
	ア その申出により新たにグループ通話定額選択回線群が構成される場合に					
	は、その申出のあった接続契約者回線等が、メニュー2又はメニュー3に係					
	るものであるとき。					
	イ その申出によりグループ通話定額選択回線群に利用回線が追加される場					
	合には、その申出のあった利用回線が、メニュー1-1またはメニュー2に					
	係るものであるとき。					
	ウ その申出のあった接続契約者回線等が、通信の料金明細内訳を記録して					
	いるもの(当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。)で					
	あるとき。					
	エ その申出のあった接続契約者回線等が、その申出の日を含む料金月の初					
	日から申出の日までのいずれの期間においてもこの月極割引の適用を受け					

	ていないものであるとき。			
(3) 月極割引の適	ア 定額通信料に代えることとなる通信料金の月間累計は、料金月単位で行			
用	います。			
	ただし、料金月の初日以外の日にこの月極割引の適用を開始した場合には、			
	その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金			
	月の末日以外の日にこの割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した			
	日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて月間累計額を算定しま			
	す。			
	イ 当社は、この月極割引の適用を受けている第2種契約について、次のいず			
	れかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。			
	(ア) 利用権の譲渡があったとき。			
	(イ) グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が第2種サービ			
	スのメニュー2又はメニュー3に係るものでなくなったとき。			
	ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。			
	ただし、この月極割引の適用の廃止(第2種契約の解除に伴うものを除きま			
	す。) があった日については、定額通信料の支払いを要します。			

# 第2表 工事に関する費用

### 工事費

## 1 適用

区 分	内 容	
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線収容 部等工事費を合計して算出します。	\$
(2) 基本工事費の 適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。	
(3) 交換機等工	交換機等工事費は次の場合に適用します。	_
事費	区 分 交換機等工事費等の適用	
	交換機等 音声利用 I P通信網サービス取扱所の交換 工事費 設備等において工事を要する場合に適用します。	
(4) 請求による契 約者回線番号の変 更に関する工事費 の適用	契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,5 00円 (税別) とします。	
(5) 変更前の電気 通信番号と同一の 契約者回線番号と なる場合の工事費 の適用	現に利用している電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る 約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能 利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の 番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ(接続料規則( 成12年郵政省令第64号)第4条に規定するものをいいます。)によって、 の変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交打 機等工事費の額については、2(工事費の額)の額に2,000円(税別)を 算して適用します。	へのの平そ換

#### (6) 割増工事費の 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の 適用 工事費は、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、次表に規定する額を適 用します。 工事を施工する時間帯 割増工事費の額 午後5時から午後10時まで(1 その工事に関する工事費の合計額 月1日から1月3日まで及び12 から1,000円(税別)を差し引いて 月29日から12月31日までの日に 1.3を乗じた額に1,000円(税別) あっては、午前8時30分から午 を加算した額 後10時までとします。) 午後10時から翌日の午前8時30 その工事に関する工事費の合計額 分まで から1,000円(税別)を差し引いて 1.6を乗じた額に1,000円(税別) を加算した額 次の工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払 (7) 工事費の適 用の除外 いを要しません。 ア 映像通信機能に係る工事 イ 第2種サービスのメニュー1-2からメニュー1-1への細目の変更の 工事 ウ イの工事と同時に施工する工事であって、メニュー1-2の基本機能に 相当する付加機能の利用の開始に関するもの(着信転送機能、迷惑電話お ことわり機能又は着信情報送信機能については、細目の変更前においてそ れらの付加機能に相当する機能を利用していた契約者回線番号、追加番号 又は登録応答装置に係るものに限ります。) エ 第2種サービスに係る付加機能(着信課金機能、特定番号通知機能並び にメニュー2及びメニュー3に係る番号情報送出機能を除きます。)の利 用の開始に係る工事であって、第2種サービスの利用の開始若しくは細目 の変更(イの場合を除きます。)又は利用回線の移転若しくは変更の工事 と同時に施工する場合 オ 間違い電話による電話番号の変更の工事(利用権を譲り受ける等その理 由がその契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。) カ 第2種サービスのメニュー1-2に係る通信中着信機能に相当する機能 の利用の一時中断又は再利用に係る工事 キ 第2種サービスに係る複数回線共通番号機能の利用の開始に係る工事

(8) 工事費の減 額適用 当社は、2 (工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、 その工事費の額を減額して適用することがあります。

ク 第2種サービス(利用回線に係る電気通信サービスが I P通信網サービス契約約款に規定する光サポートにおける提供の形態による細目が II 型の I P通信網サービスであるものに限ります。)のタイプ 1 からタイプ 2 へ

の細目の変更の工事

#### 2 工事費の額

2-1 チャネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更、第2種サービスの利用回線の移転若しくは変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

治若しくは変更了   	区	分	<u> </u>	単 位	工事費の額
(1) 甘土工事書		(2) (2) NI	J 7 HB V	1の工事デルフ	(税別)
(1)基本工事費	7	(ア) (イ)以タ	外の場合	1の工事ごとに	7. 500 H
				基本額	7,500円
				加算額	3,500円
		(イ) 交換機等	等工事及び	1の工事ごとに	2,000円
		回線収容部等の	のみの場		
		合			
(2) 交換機	アイカ	らオ以外の工具	事の場合	1回線収容部ごと、	1,000円
等工事費				1利用回線ごと又は	
				1 契約者回線ごとに	
	イ 契約	]者回線番号の🧦	非通知の扱い	1 契約者回線番号又	700円
	の変更の	工事の場合(第	第2種サービ	は1追加番号ごとに	
	スに係る	ものであって	アの工事と同		
	時に施工	する場合を除る	きます。)		
	ウ	(ア) 番号情	青報送出機能の	1 追加番号ごとに	700円
	第 2	利用開始又は	は内容の変更に		
	種サー	関する工事の	)と き		
	ビスに	(イ) 通信中	甲着信機能の利	1利用回線ごとに	1,000円
	係る付	用開始又は内	羽容の変更に関		
	加機能	する工事のと	き		
	に関す	(ウ) 着信頼	伝送機能の利用	1 契約者回線番号又	1,000円
	る工事	開始又は内容	<b>ドの変更に関す</b>	は1追加番号ごとに	
	の場合	る工事のとき	<b>X</b>		
		(エ) 発信	基本機能の	1利用回線ごとに	1,000円
		電話番号受	利用開始又		
		信機能に関	は内容の変		
		する工事の	更の工事の		
		とき	とき		
			発信電話番	1利用回線ごとに	1,000円
			号通知要請		
			機能の利用		
			開始又は内		
			容の変更の		
			工事のとき		
			<b>電話おことわり</b>	1登録応答装置ごと	1,000円
			開始、区分の変 にない 思ったた	に	
			な答装置の追加 まのした		
		に関する工事	<b>∌</b> のとき		

		T	
(カ) 同時追	通信機能の利用	1回線収容部又は1	1,000円
開始又は内容の変更に関す		利用回線ごとに	
る工事のとき			
(キ) 着信情	<b>青報送信機能の</b>	1 契約者回線番号又	1,000円
利用開始又は	は内容の変更の	は1追加番号ごとに	
工事のとき			
(ク) ファク	シミリ通信蓄	1 契約者回線番号又	1,000円
積機能の利用	開始又は内容	は1追加番号ごとに	
の変更の工事	<b>ず</b> のとき		
(ケ) 着	基本機能の	1着信課金番号ごと	1,000円
信課金機能	利用開始又	12	
に関する工	は内容の変		
事のとき	更の工事の		
	とき		
	追加機能の	1 着信課金番号につ	1,000円
	利用開始又	き1の追加機能ごと	
	は内容の変	に	
	更の工事の		
	とき		
(コ) 着信短	豆縮ダイヤル機	1 着信短縮ダイヤル	1,000円
能の利用開始	台又は内容の変	番号ごとに	
更の工事のと	:き		
(サ) 特定番	<b>号通知機能の</b>	1 契約者回線番号ご	1,000円
利用開始又は	は内容の変更の	とに	
工事のとき			
(シ) 着信	基本機能の	1回線収容部又は1	1,000円
一括転送機	利用開始又	利用回線ごとに	
能の利用の	は内容の変		
開始又は内	更の工事の		
容の変更に	とき		
関する工事	追加機能の	1回線収容部又は1	1,000円
のとき	利用開始又	利用回線ごとに	
	は内容の変		
	更の工事の		
	とき		
(ス) 指定通	通信発着信許可	1の工事ごとに	1,000円
機能の利用の	開始又は変更		
に関する工事	<b></b> すのとき		
(セ) 事業所	「番号ルーチン	1事業所番号ごとに	1,000円
グ機能の利用	月の開始又は変		
更に関するエ	工事のとき		

### 2-2 利用の一時中断に関する工事

	区	分	単 位	工事費の額
				(税別)
(1) 利用の	ア 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円

一時中断の	イー交換	(ア) (イ)から(ケ)以外		1回線収容部ごと、	1,000円
工事	機等工事	の場合		1利用回線ごと又は	
	費			1 契約者回線ごとに	
		(イ) 第	① ②以外	1 契約者回線番号又	700円
		2種サー	のとき	は1追加番号ごとに	
		ビスに係	② 追加番	利用の一時中断をす	700円
		る番号情	号のみの利	る1追加番号ごとに	
		報送出機	用の一時中		
		能の利用	断のとき		
		の一時中			
		断の工事			
		(ウ) 第2	種サービスに	1登録応答装置ごと	1,000円
		係る迷惑電	話おことわり	に	
		機能の利用	の一時中断の		
		工事のとき			
		(エ) 第2	種サービスに	1 契約者回線番号又	1,000円
		係る着信情	報送信機能の	は1追加番号ごとに	
		利用の一時	中断の工事の		
		とき			
		(オ) 第2種サービスに		1 契約者回線番号又	1,000円
		係るファク	シミリ	は1追加番号ごとに	
		通信蓄積機	能の利用の一		
		時中断の工	事のとき		
		(カ) 着信	課金機能の利	1着信課金番号ごと	1,000円
		用の一時中	断に関する工	に	
		事のとき			
		(キ) 着信	短縮ダイヤル	1 着信短縮ダイヤル	1,000円
		機能の利用	の一時中断に	番号ごとに	
		関する工事	のとき		
		(ク) 第2	種サービスに	1の工事ごとに	1,000円
		係る指定通	信発着信許可		
		機能の利用	の一時中断の		
		工事のとき			
		(ケ) 第2	種サービスに	1事業所番号ごとに	1,000円
		係る事業所	番号ルーチン		
		グ機能の利	用の一時中断		
		の工事のと	き		
(2) 再利用の	工事				2-1の工事費
					の額と同じ

### 基本的な技術的事項

	インタフ		電気的/光	学的条件
品目及び細目	ェース種 別	物理的条件	送出電圧等/	その他
	<i>D</i> 1		光出力	
100Mb/s, 200Mb/s,	1000BASE -	SC コネクタ	-3dBm(平均値)	IEEE802.3-

300Mb/s, 400Mb/s,	LX	(IEC 標準 60874-	以下	2005
500Mb/s, 600Mb/s,		14 準拠)		準拠
700Mb/s 及び				
800Mb/s のもの				

### 改訂履歴

改訂履歴 年日	コムミナなかった	ナシナミナ中央
年月	改訂箇所	主な改訂内容
平成27年6月1日	_	原案作成
平成 28 年 9 月 13 日	料金表第1表第1類第2	「特定FTTH事業者等」と、「協定事業者」の文言追加
	2 料金額 2-2	
	特定番号通知機能表中	
	料金表第1表第1類第2	・事業所番号ルーチング機能を「基本機能」と「追加機
	2 料金額 2-2	能」に分類して記載
	事業所番号ルーチング機能表	・「追加機能」の項目追加にあたり備考欄を一部修正
	中	
	料金表第1表第1類第2	ユニバーサルサービス料を2円から3円へ変更
	2 料金額 2-3	
	料金表第1表第2類第2	東日本電信電話株式会社と、西日本電信電話株式会社それ
	2 料金額 2-1-1 イ	ぞれのグループ2-Aに区分される電気通信番号を用いた
		通信料金を 10.4 円から 10.8 円へ変更
	料金表第1表第1類第2	ユニバーサルサービス料を「3円」から「ユニバーサルサ
	2 料金額 2-3	ービス支援機関が定める番号単価に準じる」に変更
	料金表第1表第2類第2	インマルサット-BGAN/FBB インマルサット-B
	2 料金額 2-2-1/インマルサ	GAN-HSD/FBB-HSD インマルサットーエア
	ット移動地球局	口に変更
	料金表第1表第2類第2	インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備
亚代 20 年 1 日 1 日	2 料金額 2-2-1/備考	等によりB、BHSD、M、ミニM/フリート/M4、B
平成 29 年 1 月 1 日		GAN/FBB、BGAN-HSD/FBB-HSD、エ
		アロ、M4-HSD/F-HSDの区別があります。に変
		更
	料金表第1表第2類第2	インマルサット-B、インマルサット-B-HSD、イ
	2 料金額 2-2-2	ンマルサットーM、インマルサットーミニM/フリート/
		M4、インマルサット-M4-HSD/F-HSDを料金
		表から削除
	第3条	事業者変更追加
令和元年7月1日	第36条(6)	事業者変更時の工事費残債の取り扱い
	第49条	IP 通信網契約者等の氏名者の通知先に事業者変更先事業者
		追記
令和元年 10 月 1 日		各種料金記載部分の税別への記載統一
令和元年 10 月 15 日	第 20, 23, 32, 48 条	警察機関から特殊詐欺に関与したとして付加機能の提供の
		請求の承諾をしない旨の要請への対応 追加
令和3年7月1日	第7章 料金等 第1節 料	電話リレーサービス料を追加
	金及び工事に関する費用 第	
	3 2 条	
	第1表 料金(重複掲載料及	
	び附帯サービスの料金を除き	
	ます。)第2 第2種サービ	
	スに係るもの	
令和3年10月1日	2 料金表	移動体通信グループ1-B 通話料改定
	第2類通信料金2 料金額	
	携帯・自動車電話及び IP 電	携帯・自動車電話事業者区分 廃止
	話区分見直し	IP 電話事業者区分 グループ A・B・Cへ改称
	料金表第1表第2類第2	国名変更修正
	·	•

	2 料金額 2-2-1	(エスワティニ王国・ジョージア等)
	料金表第1表第2類第2	(エヘッティーエ図・ショーンテ等)   通話エリア拡大を追記
	2 料金額 2-2-2	世間エック 仏人を 担配
	第1表料金第1類基本料金	着信課金機能(通話料着信者負担サービス) サービス内容
令和4年2月1日	第2 第2種サービスに係る	変更
	<b>もの</b>	
	2-2 付加機能使用料	
令和5年6月20日	別記5-1	電気通信番号計画の遵守 追加
	第 20 条	特殊詐欺に利用されたひかり電話番号の利用停止対応にお
令和5年7月31日	第 23 条	ける利用停止措置強化への対応変更
	第 33 条	
	第 49 条	
	第2 第2種サービスに係る	
	もの 2-2 付加機能使用料	
令和5年12月7日	2-2-1 国際通信の取扱	取扱い地域から削除
	い地域	(パレスチナ、フランス領・ワリス・フテュナ諸島)
	2-2-2 国際通信に関す	
	る料金額	
	別記	   エックスタイプの光電話 (オフィスタイプ、オフイスA) 対
	1 接続契約者回線等に係る	応追加
	電気通信サービスの名称等	
令和6年2月1日	第2表 工事に関する費用	工事費の変更
	2 工事費の額	
	第3条	提供対地追加(トランザテル)
	第2類	
	通信料金別表 1	
令和7年2月26日	国際通話の提供対地追加	
	第1表料金	光回線再利用手続費の追加
	2 料金額	
	2-6 光回線再利用手続費	
令和7年7月1日	料金表 第1表 第1類	価格の変更
	2 料金額 2-2 同時通	
	信機能(複数チャネルサービ	
	ス)	
	料金表 第1表 第1類 第	タイプ2(24 時間出張修理オプション)の規定を追加
	1 1 (1) ウ	
	fifty my when finder - but	
	第7章 第2節 第33条 3	タイプ2(24 時間出張修理オプション)の機能を追加
	料金表 第1表 第1類 第	
	村金衣 第1衣 第1短 第   1 (4)、及び2   料金額	
	2-1 (2)	
	2-1 (2)	